加古川市

文化財図録

加古川市教育委員会

加古川市

文化財図録

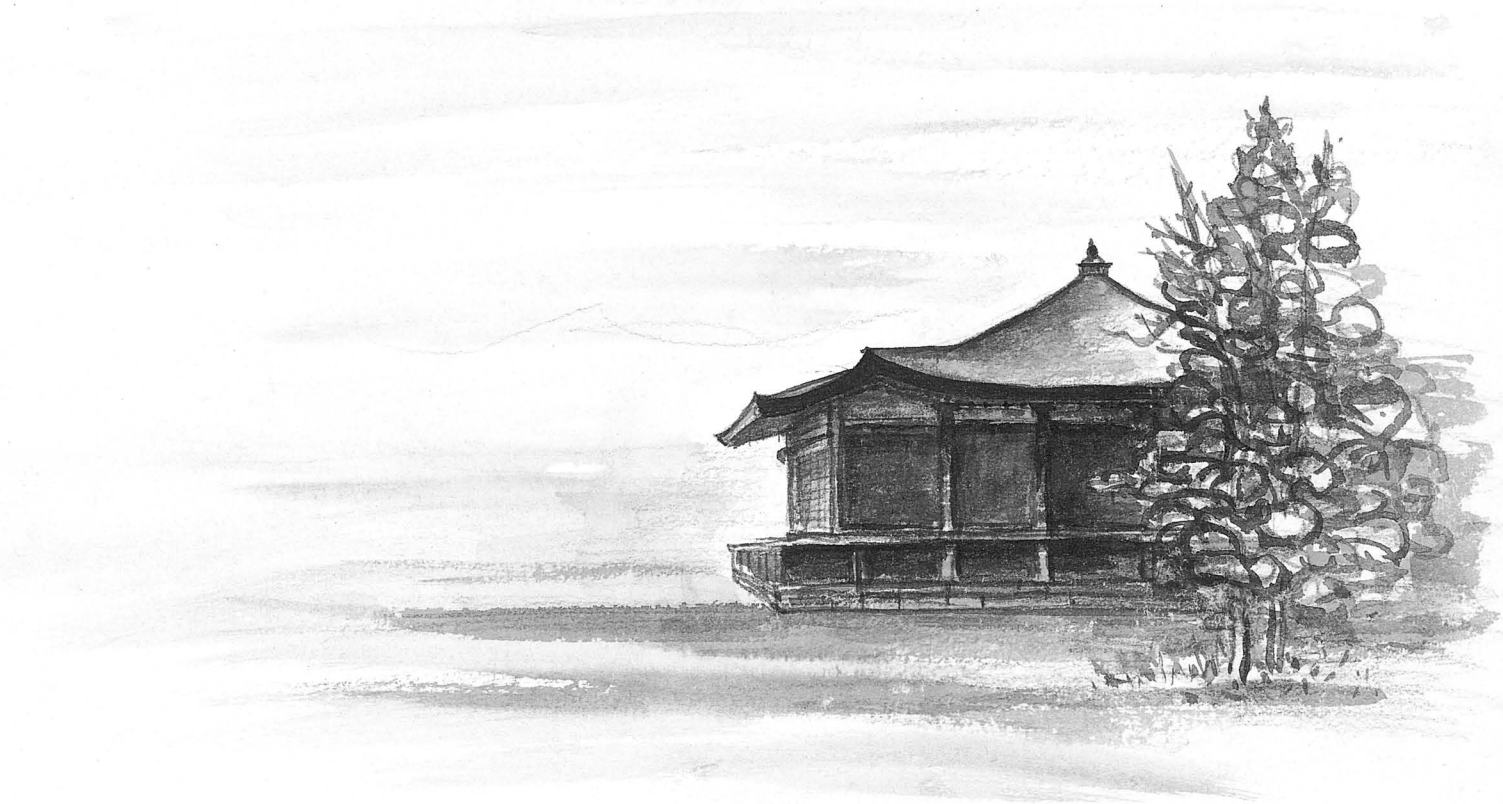

例　言

1．　本書は、平成６年１月現在の、加古川市の国・県・市指定文化財を写真と解説で紹介するために編集した。

2．　本書の解説は、『加古川市の文化財』を基本に『加古川市史』第７巻を参照して作成した。そして、写真番号と解説番号には共通番号を付した。

3．　指定文化財の名称は、関係法令に基づいて記したが、目次・解説については所有者・管理者の名称を付した。

4．　挿図は、加古川市文化財めぐり（旧版）の故佐野定夫氏の表紙絵を使用した。

序　　文

加古川市は、古代より「加古川」の清流の恩恵を受け」私たちの祖先は、旧石器時代からこの豊かな自然とともに暮らし、建造物、美術工芸品や史跡など、数多くの優れた文化財を残してきました。これらは、わが町の歴史文化を正しく知るうえで欠かせないものです。

本市では「豊かな市民文化の創造」を基本目標に掲げ、歴史的遺産の保護や文化性に富む都市環境の整備を進めています。その一環として、重要な文化財については市指定文化財などに指定し、復元整備や修復をするなど保存と活用を図ってまいりました。

このたび、市内にある81件の国、県、市の指定文化財をわかりやすく紹介するため、写真による『加古川市文化財図録』を発刊いたしました。

これを契機に加古川市の歴史と文化財に関心を高めていただき、その保存と活用について市民の皆様方より一層のご協力をお願いする次第です。

終わりに、この図録の発刊にあたり、文化財審議委員並びに文化財の所有者・管理者をはじめご協力を賜りました皆様に、心から敬意と感謝の意を表しまして刊行のことばといたします。

平成７年３月

加古川市教育長

松本　毅

目　　次

序　文

Ⅰ　国指定有形文化財

	図版	解説
1．鶴林寺本堂	国指定 1	1
2．鶴林寺太子堂	国指定 2	1
3．鶴林寺常行堂	国指定 3	1
4．鶴林寺鐘楼	国指定 4	2
5．鶴林寺護摩堂	国指定 5	2
6．鶴林寺行者堂	国指定 6	2
7．鶴林寺絹本着色聖徳太子像	国指定 7	2
8．鶴林寺絹本着色慈恵大師像	国指定 8	2
9．鶴林寺絹本着色弥陀三尊像	国指定 9	2
10．鶴林寺絹本着色聖徳太子絵伝	国指定10	3
11．鶴林寺板絵着色聖徳太子像	国指定11	3
附　板絵着色仏涅槃図 1 面　板絵着色九品来迎図 1 面		
12．鶴林寺銅造聖観音立像	国指定12	3
13．鶴林寺木造釈迦三尊像	国指定13	3
14．鶴林寺木造十一面観音像	国指定14	4
15．鶴林寺木造天蓋	国指定15	4
16．鶴林寺鼉太鼓縁	国指定16	4
附　鼓銅・革残闕		
17．長楽寺木造地蔵菩薩半跏像	国指定17	4
18．鶴林寺木造扁額	国指定18	4
19．鶴林寺銅鐘	国指定19	4
20．鶴林寺木造髹漆厨子	国指定20	5
21．尾上神社銅鐘	国指定21	5
22．西条古墳群	国指定22	5
行者塚古墳・人塚古墳・尼塚古墳		

Ⅱ　県指定有形文化財

1．常楽寺石造宝塔・石造五輪塔 2 基	県指定 1	6
2．報恩寺石造十三重塔	県指定 2	6
3．本岡家住宅	県指定 3	6
4．鶴林寺三重塔	県指定 4	6
5．鶴林寺石造宝篋印塔	県指定 5	7
6．報恩寺石造五輪塔	県指定 6	7
附　銅製蔵骨器　陶磁製蔵骨器		

図版　解説
7．池尻石造五輪塔……県指定7　7
8．池尻石造宝篋印塔……県指定8　7
9．池尻石造宝塔……県指定9　7
10．土山石造宝篋印塔……県指定10　8
11．養老石造宝篋印塔……県指定11　8
12．良野石造宝篋印塔……県指定12　8
13．坂元石造宝篋印塔……県指定13　8
14．安養寺石造宝篋印塔……県指定14　8
15．福田寺石造十一重塔……県指定15　8
16．教信寺石造五輪塔……県指定16　9
17．常楽寺九重塔……県指定17　9
18．円福寺石造宝篋印塔……県指定18　9
19．地徳寛墓地石幢……県指定19　9
20．鶴林寺仁王門……県指定20　10
21．鶴林寺行道面……県指定21　10
附　宝髪
22．鶴林寺阿弥陀如来座像仏……県指定22　10
23．鶴林寺懸仏……県指定23　10
24．鶴林寺太子堂机……県指定24　10
25．報恩寺奉加帳……県指定25　10
26．報恩寺文書……県指定26　11
27．龍泉寺当麻曼荼羅図……県指定27　11
28．西条廃寺跡……県指定28　11

Ⅲ　市指定有形文化財

1．北大塚古墳……市指定1　12
2．宮山遺跡……市指定2　12
3．常楽寺阿弥陀三尊来迎図……市指定3　12
4．常楽寺薬師十二神将図……市指定4　12
5．鶴林寺聖徳太子絵伝……市指定5　13
6．報恩寺釈迦三尊十六善神像……市指定6　13
7．鶴林寺釈迦三尊十六善神像……市指定7　13
8．鶴林寺紺地金字金剛般若波羅密経……市指定8　13
9．教信寺常住院毘沙門天立像……市指定9　13
10．鶴林寺恵便法師座像……市指定10　14
11．北在家阿弥陀如来座像……市指定11　14
12．法音寺阿弥陀如来立像……市指定12　14
13．鶴林寺聖徳太子座像……市指定13　14

図版　解説
14. 鶴林寺四天王立像……市指定14　14
15. 鶴林寺弁財天立像……市指定15　15
16. 鶴林寺獅子頭……市指定16　15
17. 永昌寺地蔵菩薩立像……市指定17　15
18. 鶴林寺地蔵菩薩立像……市指定18　15
19. 神吉八幡神社祭礼絵巻……市指定19　15
20. 泊神社三十六歌仙図絵馬……市指定20　15
21. 鶴林寺朱漆塗猫足礼盤……市指定21　16
22. 鶴林寺懸仏……市指定22　16
23. 鶴林寺法華経版木……市指定23　16
附　版木残欠
24. 円照寺銅鐘……市指定24　16
25. 平之荘神社弥陀三尊板碑・釈迦三尊板碑……市指定25　16
26. 地蔵寺胎蔵界大日一尊板碑及び地蔵立像……市指定26　16
27. 国包榎・椋の樹……市指定27　17
28. 東車塚古墳出土三角縁神獣鏡……市指定28　17
附　方格渦文鏡・獣形鏡・石釧
29. 勅使塚古墳出土三角縁神獣鏡……市指定29　17
30. 長慶寺山古墳出土品一括……市指定30　17
31. カンス塚古墳出土品一括……市指定31　17

Ⅳ　国指定有形文化財一覧 …… 18

Ⅴ　県指定有形文化財一覧 …… 19

Ⅵ　市指定有形文化財一覧 …… 20

Ⅶ　国・県・市指定有形文化財所在地図 …… 21

≪参考≫　関係法令抜粋 …… 22

国指定有形文化財

国　宝	建造物

鶴林寺本堂

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年３月２７日

国　宝	建造物

鶴林寺太子堂

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年３月２７日

重要文化財	建造物

鶴林寺常行堂

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治４０年５月２７日

重要文化財	建造物

鶴林寺鐘楼

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治４０年５月２７日

重要文化財	建造物

鶴林寺護摩堂

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治４０年５月２７日

重要文化財	建造物

鶴林寺行者堂

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	昭和５年５月２３日

重要文化財	絵　画

絹本着色聖徳太子像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

国指定８

重要文化財	絵　画

絹本着色慈恵大師像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

国指定９

重要文化財	絵　画

弥陀三尊像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

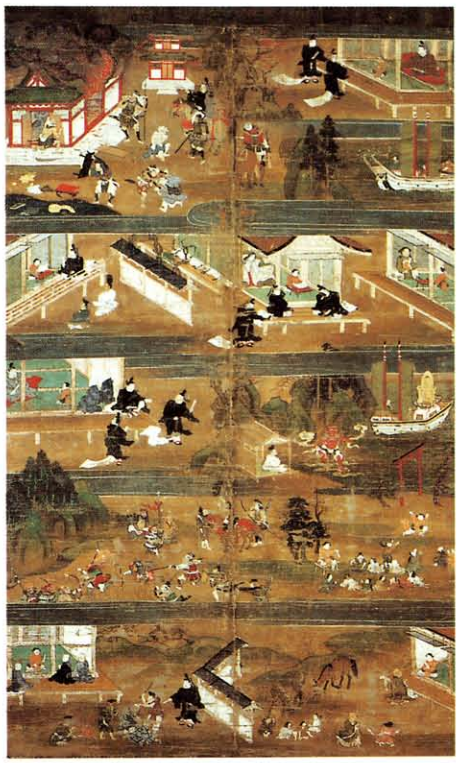

第４幅

第２幅

第８幅

第６幅

重要文化財	絵　画

絹本着色聖徳太子絵伝

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

仏涅槃図

九品来迎図

重要文化財	絵　画

板絵着色聖徳太子像（太子堂壁画）

附板絵着色仏涅槃図　板絵着色九品来迎図

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	昭和５２年６月１１日

重要文化財	彫　刻

銅造聖観音立像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

重要文化財	彫　刻

木造釈迦三尊像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

重要文化財	彫　刻

木造十一面観音立像

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	大正３年８月２５日

重要文化財	彫　刻

木造天蓋

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	大正３年８月２５日

重要文化財	彫　刻

鼉太鼓縁　附　鼓・革残闕

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	昭和４７年５月３０日

国指定17

重要文化財	彫　刻

木造地蔵菩薩半跏像

所　在　地	加古川市志方町永室８５３-１
所　有　者	長楽寺
指定年月日	大正７年４月８日

重要文化財	工　芸

木造扁額

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

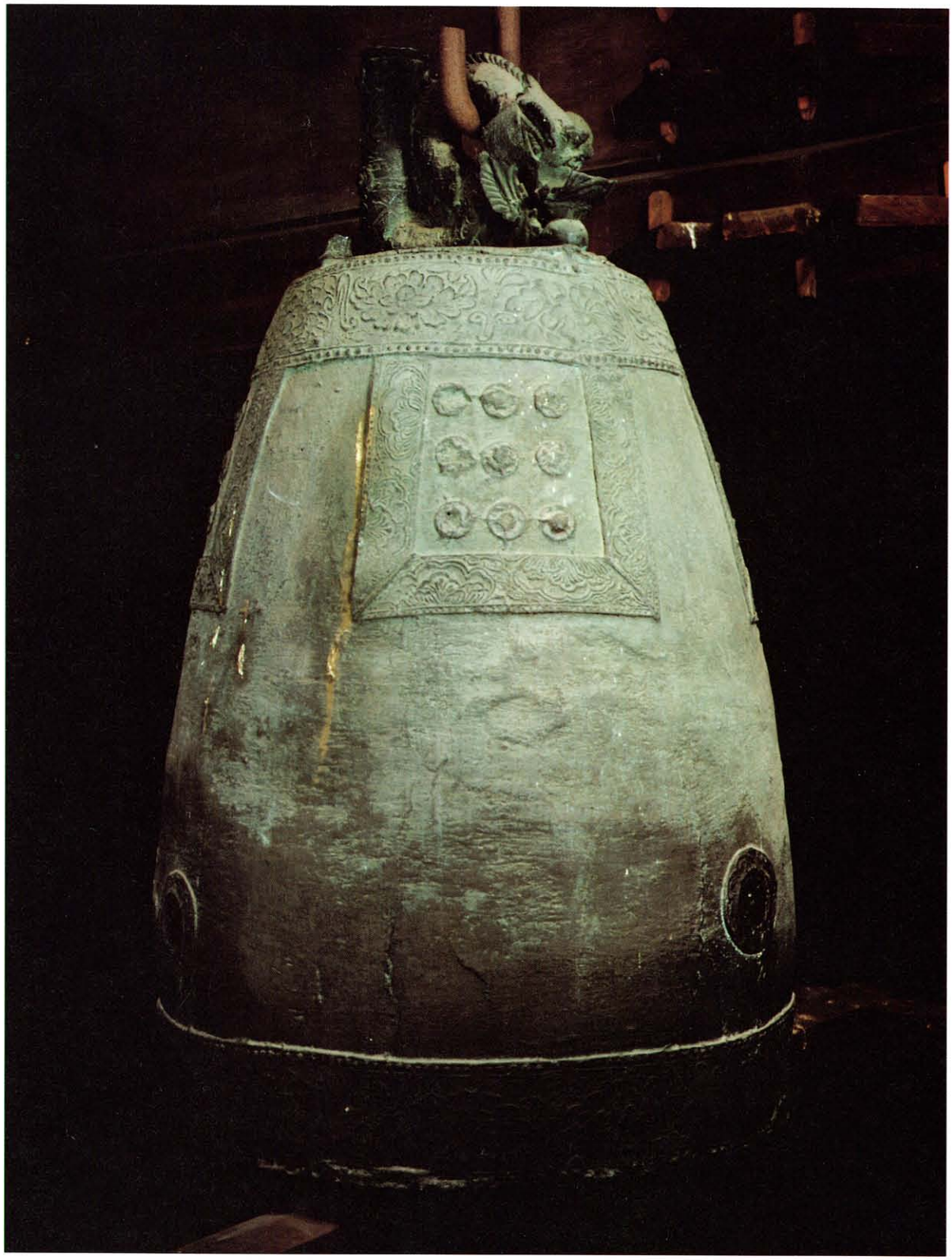

重要文化財	工　芸

銅　鐘

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

重要文化財	工　芸

木造髹漆厨子

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	大正３年８月２５日

重要文化財	工　芸

銅　鐘

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	明治３４年８月２日

重要文化財	史　跡

西条古墳群　行者塚・人塚・尼塚

所　在　地	加古川市山手２丁目958･959 1700-51, 100 103, 111
管理団体	加古川市
指定年月日	昭和４８年６月１８日

県指定有形文化財

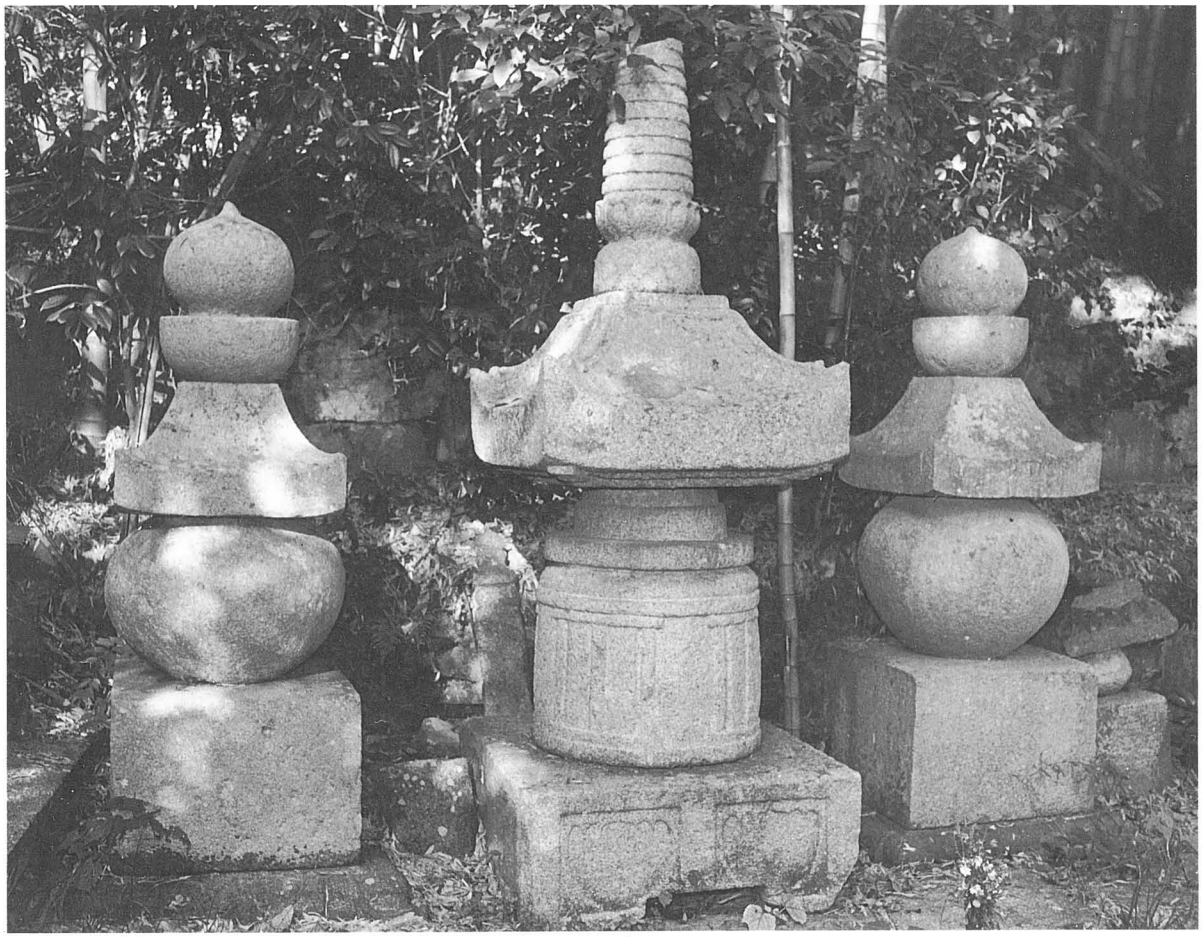

県　指　定	建造物

石造宝塔・五輪塔　２基

所　在　地	加古川市加古川町大野１７２６
所　有　者	常楽寺
指定年月日	昭和３６年８月２３日

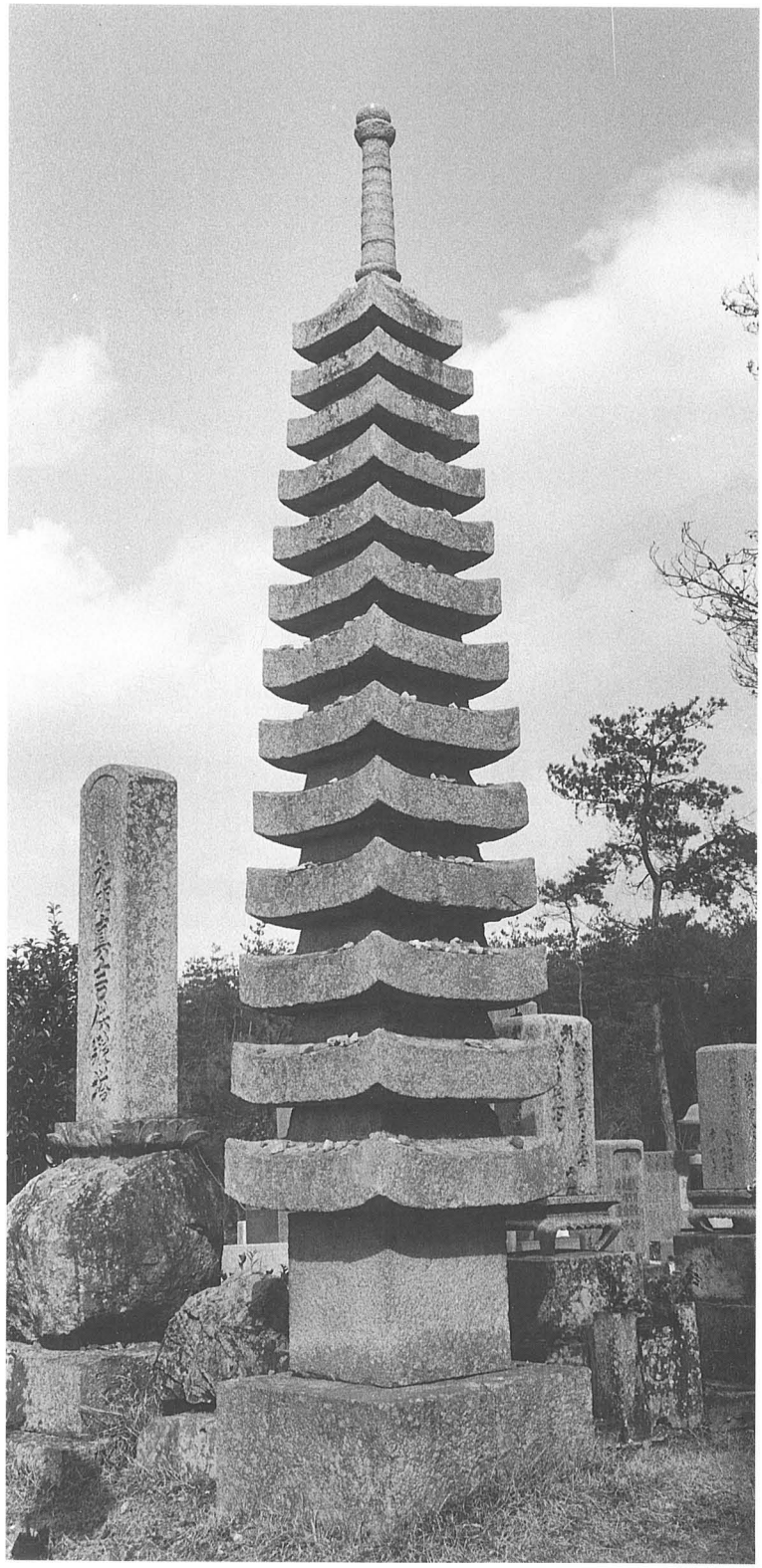

県　指　定	建造物

石造十三重塔

所　在　地	加古川市平荘町山角４６６－１
所　有　者	報恩寺
指定年月日	昭和３７年７月１６日

県指定３

土間天井

県　指　定	建造物

本岡家住宅

所　在　地	加古川市八幡町下村８１６－１
所　有　者	本岡篤信
指定年月日	昭和４４年３月２５日

県　指　定	建造物

鶴林寺三重塔

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	昭和４５年３月３０日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市加古川町北在家４２４
所　有　者	鶴林寺
指定年月日	昭和４５年３月３０日

県　指　定	建造物
石造五輪塔 附 銅製蔵骨器・陶磁製骨器	
所　在　地	加古川市平荘町山角４６６－１
所　有　者	報恩寺
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県　指　定	建造物

石造五輪塔・宝篋印塔・宝塔

所　在　地	加古川市平荘町池尻字益気
所　有　者	池尻町内会
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市平岡町土山３５７
所　有　者	土山町内会
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市平荘町養老５９２
所　有　者	養老町内会
指定年月日	昭和５０年3月１８日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市野口町良野１０２７
所　有　者	良野町内会
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市野口町坂元５０８－２
所　有　者	坂元町内会
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市平岡町一色２４
所　有　者	安養寺
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県指定	建造物

石造十一重塔

所在地	加古川市稲屋６０７
所有者	福田寺
指定年月日	和５１年3月２３日

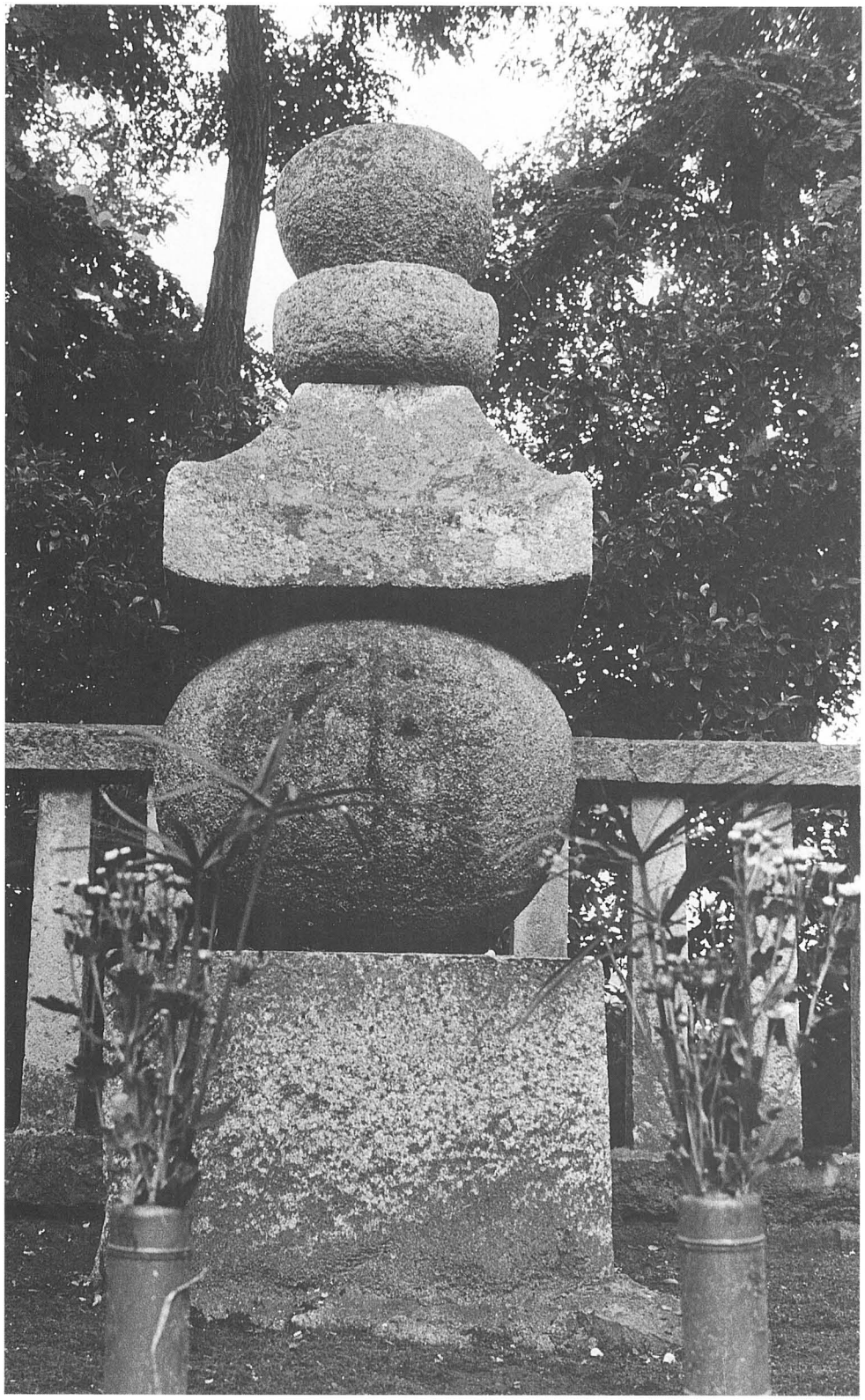

重要文化財	建造物

石造五輪塔

所　在　地	加古川市野口町野口４５６
所　有　者	教信寺
指定年月日	昭和５１年３月２３日

県　指　定	建造物

石造九重塔

所　在　地	加古川市上荘町井ノ口１５８
所　有　者	常楽寺
指定年月日	昭和５２年３月２９日

県　指　定	建造物

石造宝篋印塔

所　在　地	加古川市志方町高畑５４４
所　有　者	円福寺
指定年月日	昭和４７年３月２４日

県指定	建造物
石幢	
所在地	加古川市志方町細工所地徳寛墓地
所有者	細工所町内会
指定年月日	昭和４７年３月２４日

県指定	建造物

鶴林寺仁王門

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成４年３月２３日

県指定	彫刻

行道面 附宝髪

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	昭和４３年３月２９日

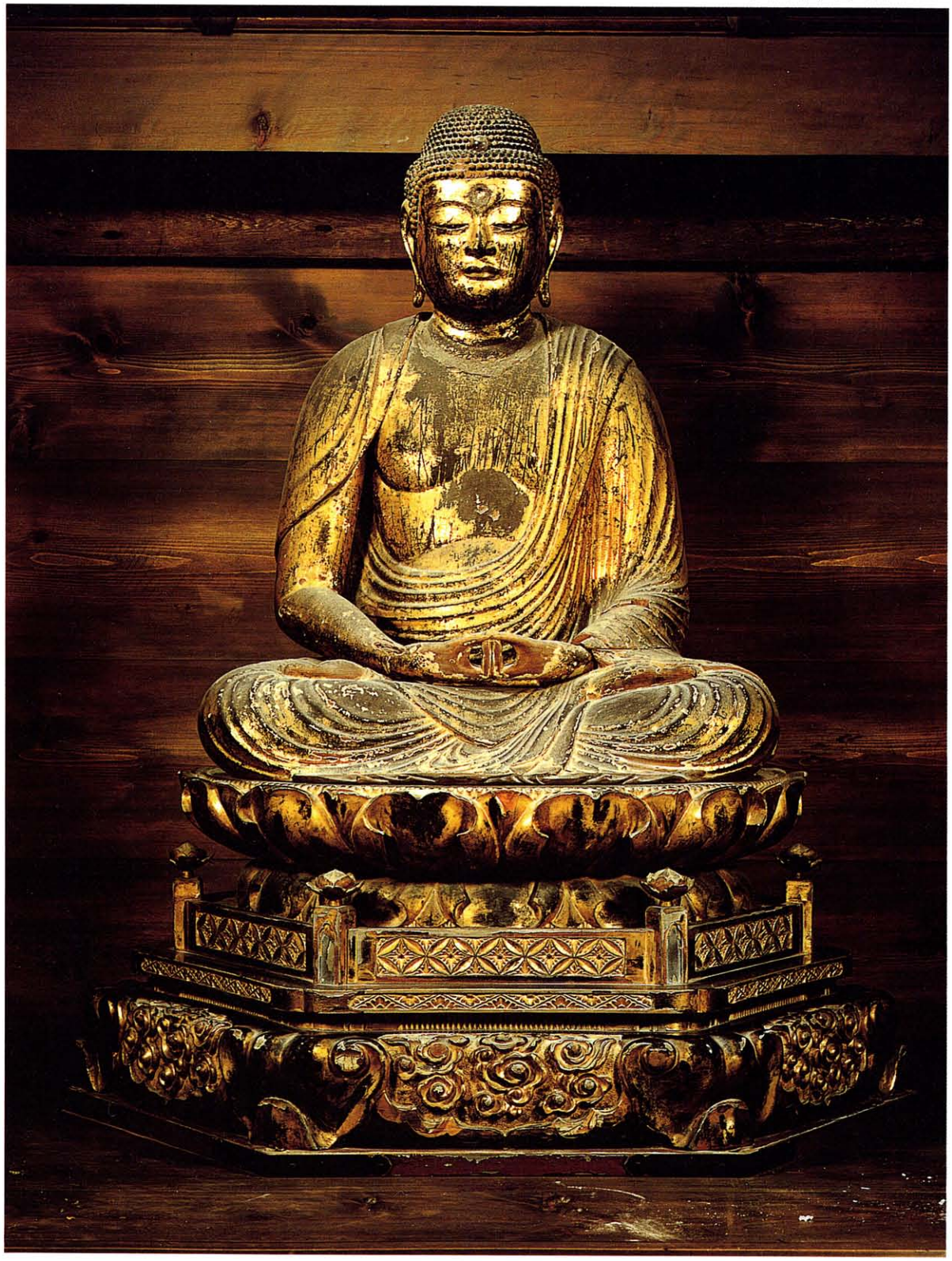

県指定	彫刻

木造阿弥陀如来像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	昭和４８年３月９日

県指定	工芸
懸仏	
所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	昭和４８年３月９日

県指定	工芸
机	
所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	昭和４８年３月９日

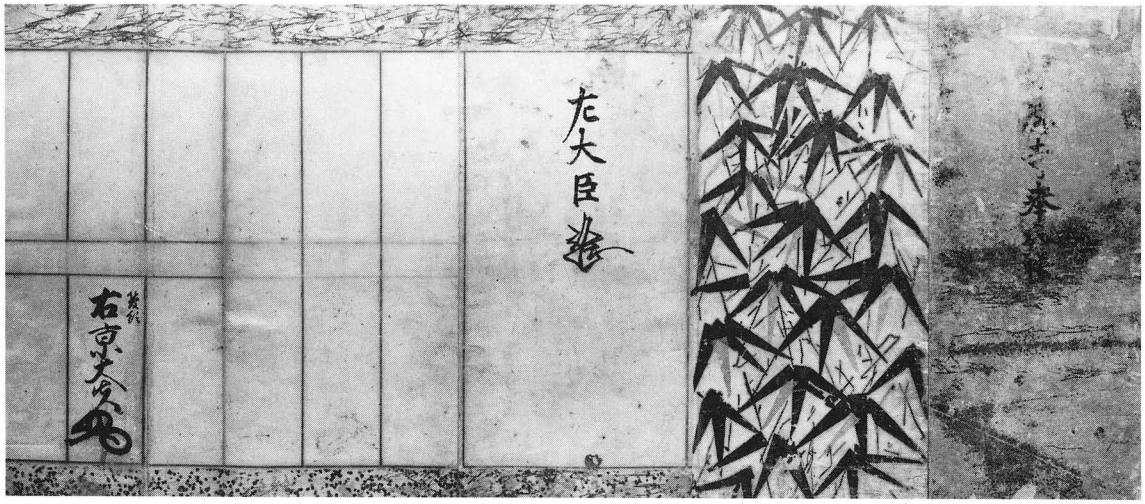

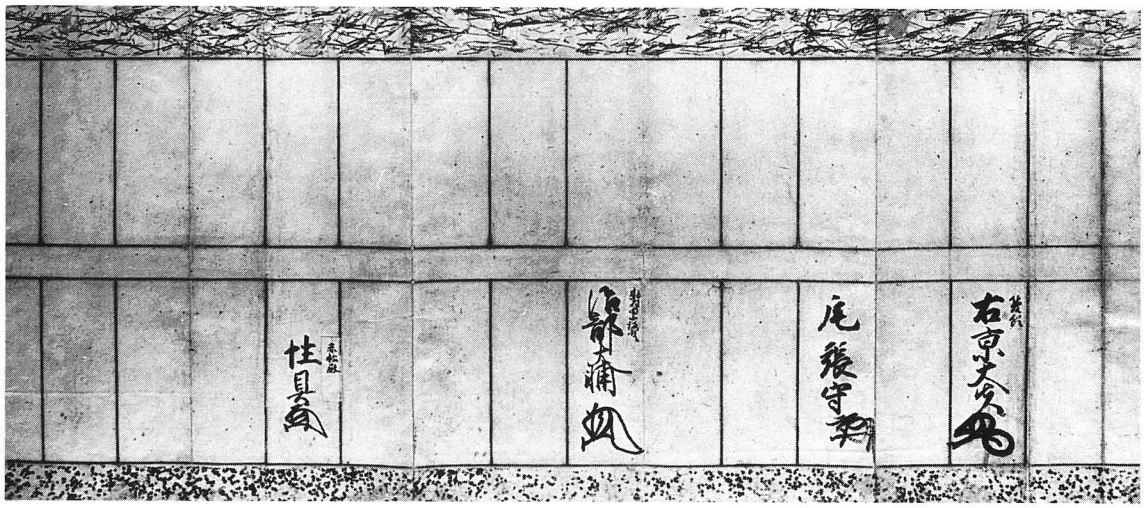

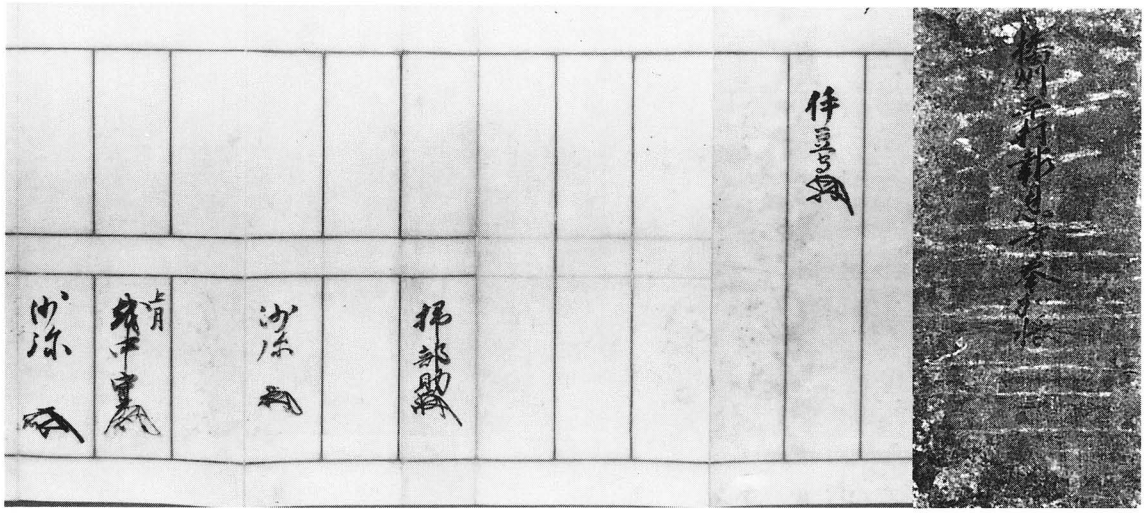

県指定	書跡

報恩寺奉加帳

所在地	加古川市平荘町山角４６６－１
所有者	報恩寺
指定年月日	昭和５０年３月１８日

県指定	書跡

報恩寺文書

所在地	加古川市平荘町山角４６６-１
所有者	報恩寺
指定年月日	昭和５０年３月１８日

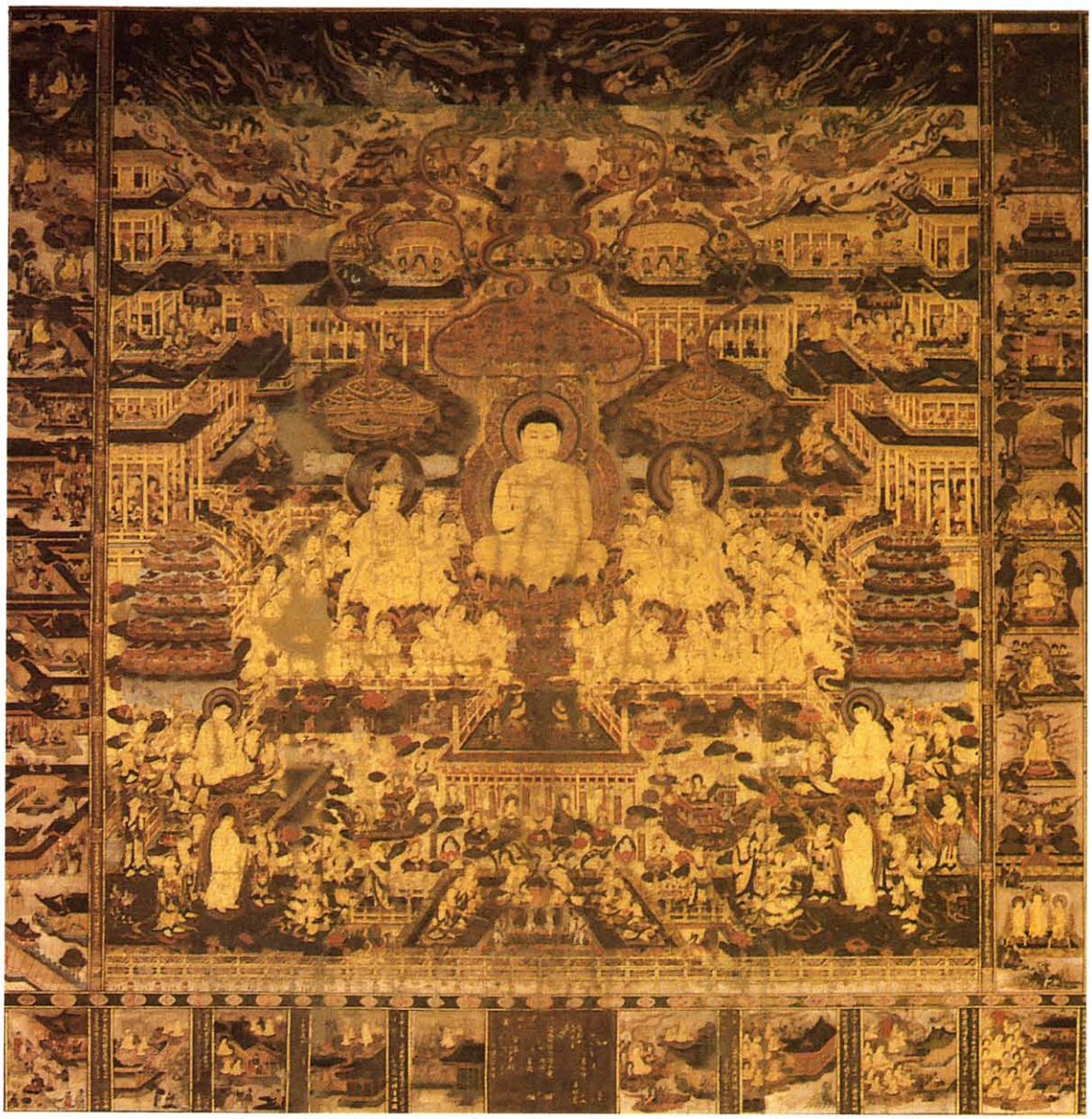

県指定	絵画

当麻曼荼羅図

所在地	加古川市加古川町平野１２３
所有者	龍泉寺
指定年月日	平成４年３月２３日

塔跡

県指定	史跡

西条廃寺跡

所在地	加古川市西条山手２丁目２８ 山手２丁目63･75･149
所有者	加古川市
指定年月日	昭和４４年３月２５日

市指定有形文化財

市指定	史跡

北大塚古墳

所在地	加古川市神野町日岡苑３１
所有者	西之山町内会
指定年月日	昭和４３年４月１日

市指定	史跡

宮山遺跡

所在地	加古川市八幡町上西条１１５８－２
所有者	上西条・中西条町内会
指定年月日	昭和４３年４月１日

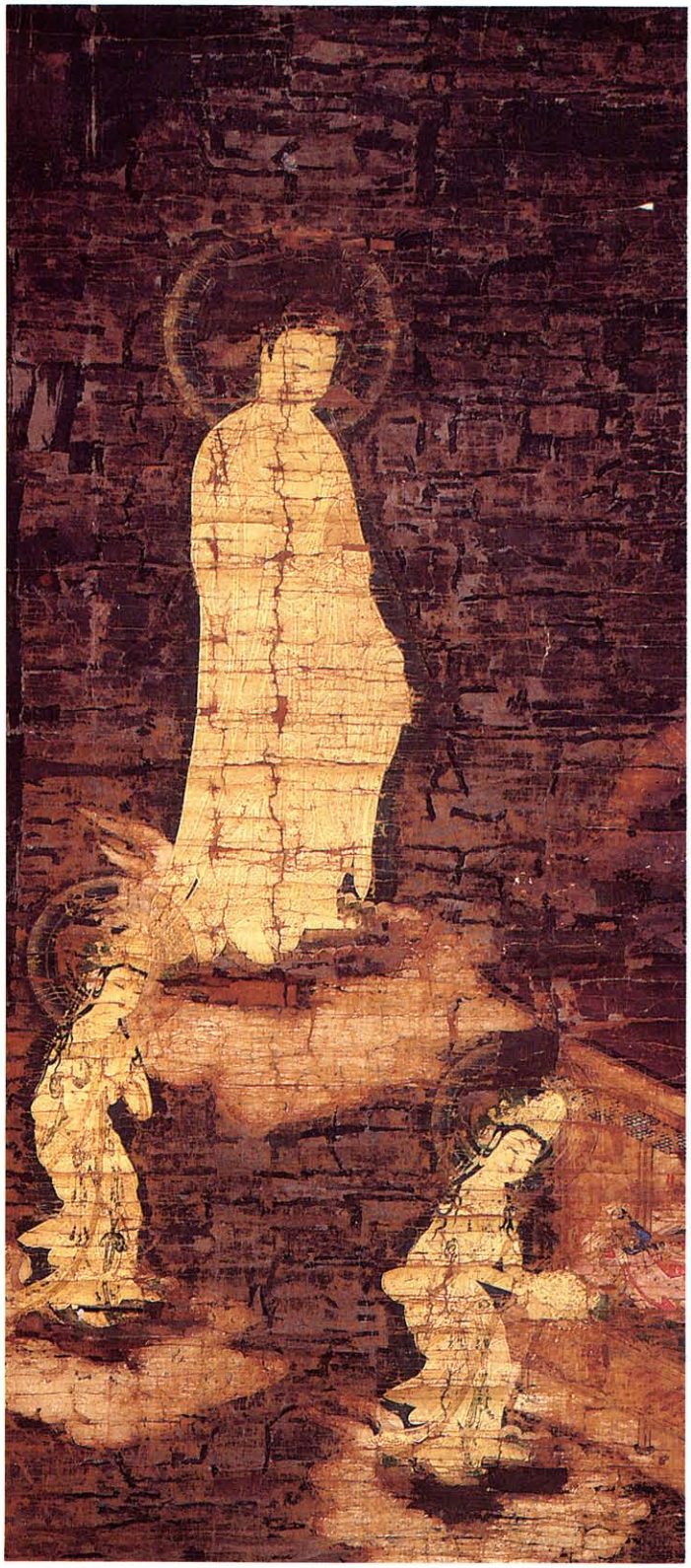

部分

市指定	絵画

阿弥陀三尊来迎図

所在地	加古川市東神吉町神吉１４１３
所有者	常楽寺
指定年月日	昭和６３年1月１４日

市指定	絵画

薬師十二神将図

所在地	加古川市東神吉町神吉１４１３
所有者	常楽寺
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	絵画

聖徳太子絵伝

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成４年１０月６日

市指定	絵画

釈迦三尊十六善神像

所在地	加古川市平荘町山角４６６－１
所有者	報恩寺
指定年月日	平成４年１０月６日

市指定	絵画

釈迦三尊十六善神像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成４年１０月６日

市指定	書跡

紺地金字金剛般若波羅蜜経

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	昭和６３年１月１４日

市指定	絵画

木造毘沙門天立像

所在地	加古川市野口町野口４６５
所有者	数信寺常住院
指定年月日	平成２年６月１５日

市指定	彫刻

木造恵便法師座像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	建刻

木造阿弥陀座像

所在地	加古川市加古川町新在家1224-7
所有者	鶴林寺真光院
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	彫刻

木造阿弥陀立像

所在地	加古川市尾上町養田６２９
所有者	法音寺
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	建刻

聖徳太子座像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成４年１０月６日

持国天

増長天

広目天

多聞天

市指定	彫刻

四天王立像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成４年１０月６日

市指定	建刻

弁財天立像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成５年１０月２９日

市指定	彫刻

獅子頭

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成５年１０月２９日

市指定	建刻

地蔵菩薩立像

所在地	加古川市神野町西条８２８
所有者	永昌寺
指定年月日	平成６年１１月１０日

市指定	彫刻

地蔵菩薩立像

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成６年１１月１０日

市　指　定	民俗資料

祭礼絵巻

所　在　地	加古川市西神吉町宮前８１
所　有　者	神吉八幡神社
指定年月日	平成２年１０月１１日

中納言家持（左３）

紀 貫之（右１）

小大君（左１６）

僧正遍照（右４）

市 指 定	民俗資料

三十六歌仙図絵馬

所 在 地	加古川市加古川町木村６５８
所 有 者	泊神社
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	工芸

朱漆塗猫足礼盤

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成２年１０月１１日

市指定	工芸

銅鐘

所在地	加古川市志方町広尾１０２９
所有者	円照寺
指定年月日	平成３年１０月１日

市指定	工芸
懸仏	
所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成５年１０月２９日

市指定	工芸

法華経版木

所在地	加古川市加古川町北在家４２４
所有者	鶴林寺
指定年月日	平成５年１０月２９日

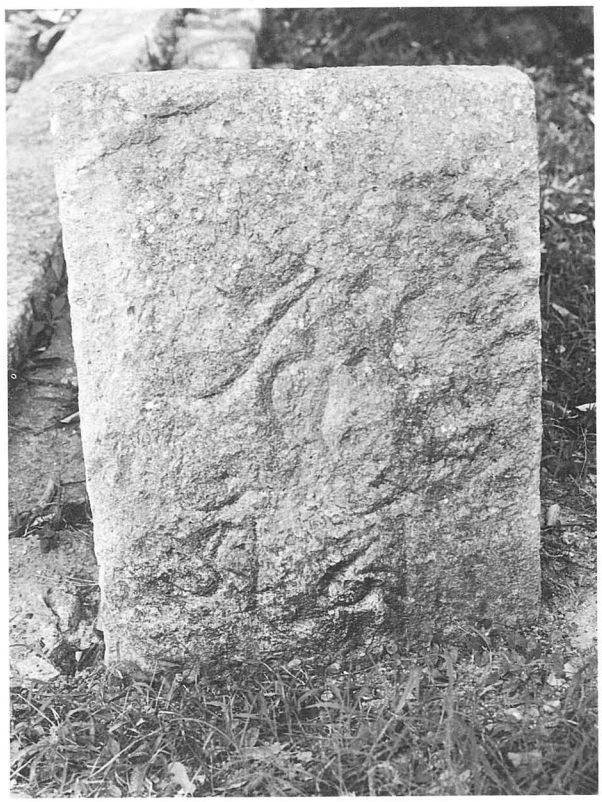

釈迦三尊種子板碑

弥陀三尊種子板碑

市　指　定	建造物
板　碑	釈迦三尊種子板碑 弥陀三尊種子板碑
所　在　地	加古川市平荘町山角４７８
所　有　者	平之荘神社
指定年月日	平成３年１０月１日

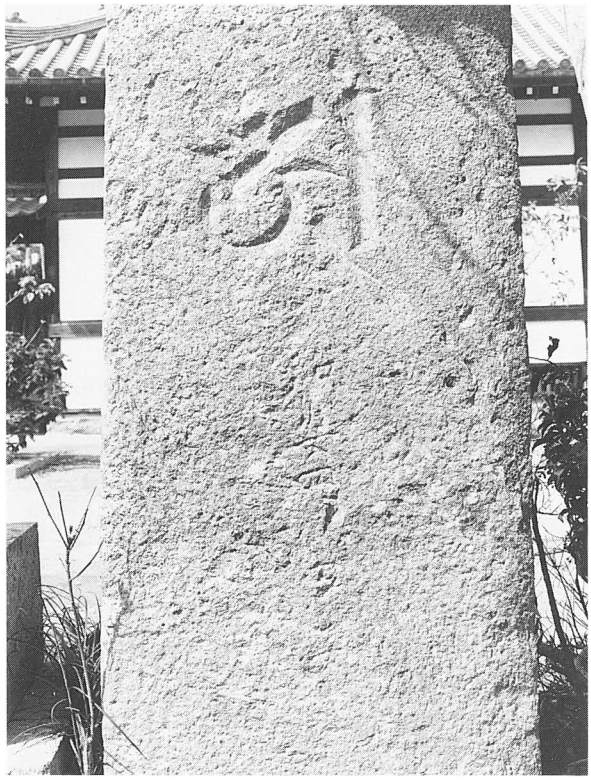

胎蔵界大日一尊種子板碑

地蔵立像

市　指　定	建造物
板　碑	胎蔵界大日一尊種子板碑 及び地蔵立像
所　在　地	加古川市平荘町野尻１
所　有　者	地蔵寺
指定年月日	平成３年１０月１日

市指定	天然記念物

榎・椋の樹

所在地	加古川市上荘町国包１７９
所有者	国包伊勢講
指定年月日	平成２年１０月１１日

東車塚

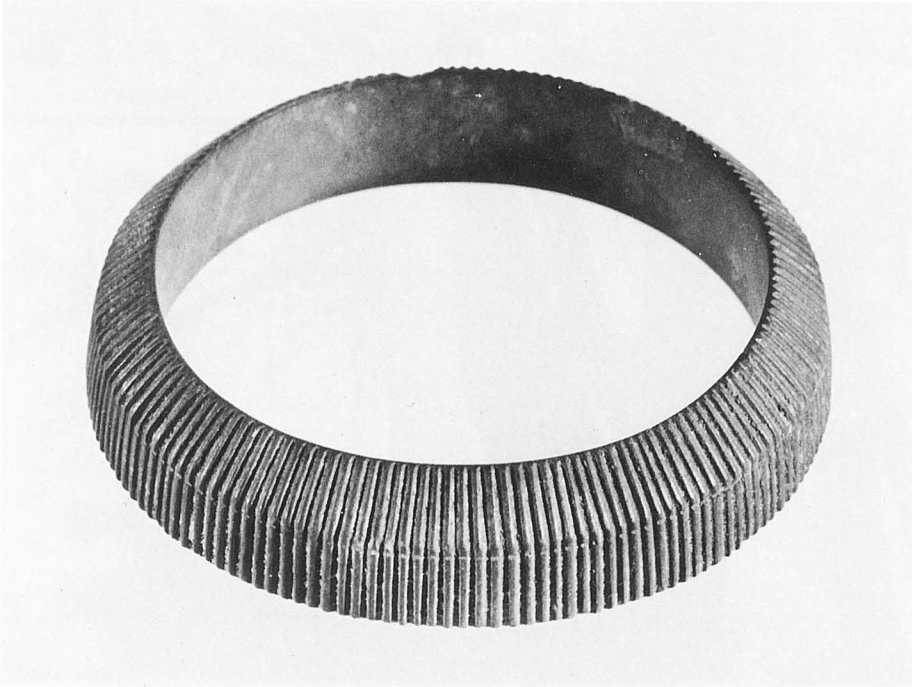

石釧

市　指　定	考古資料
三角縁神獣鏡 附　方形渦文鏡・獣形鏡・石釧	
保　管　地	加古川市加古川町新在家1224-7
保　管　者	加古川教育委会
指定年月日	平成２年１０月１１日

勅使塚

市　指　定	考古資料

三角緑神獣鏡

保　管　地	加古川市平岡町新在家1224-7
保　管　者	加古川教育委員会
指定年月日	平成２年１０月１１日

市　指　定	考古資料

長慶寺山古墳出土品一括

保　管　地	加古川市平岡町新在家1224-7
保　管　者	加古川教育委員会
指定年月日	平成６年１１月１０日

市　指　定	考古資料

カンス塚古墳出土品一括

保　管　地	加古川市平岡町新在家1224-7
保　管　者	加古川教育委員会
指定年月日	平成２年１０月１１日

指定文化財
解　　説

Ⅰ　国指定有形文化財

１．鶴林寺本堂

室町時代初期の応永四年（１３９７）に再建されたことが、内陣宮殿（厨子）の棟札に記されている，建物の規模は、桁行（正面）７間、梁間（側面）６間あり、単層入母造本瓦葺の、加古川市内最大の建築である。建築の様式は、鎌倉時代に中国（宋）から唐様式（禅宗様式）と天竺様式（大仏様式）がもたらされ、これが和様式と折衷された新和様式（折衷様式）である。この本堂は、折衷の意味を忠実に示した貴重な建物である。

建物軒の組物は、二手先に蛇腹支輪を用いているが、斗供と支輪は和様である。隅柱上には天竺様式の大斗をのせる。中備には唐様双斗を置き、和様式の板蟇股が支えるなど、外観各所に折衷様式が見られる。

堂内の外陣外側は、唐様の海老虹梁を架けているが、飛貫部分の海老虹梁木鼻の繰形彫刻は天竺様式となっている。外陣内側には、錫杖彫りのある唐様式の大虹梁を架け、この中央に和様蟇股や唐様式三斗を乗せている。

内陣宮殿には、漆塗りが施されている。軒は唐様式斗供を組み、間に和様式の軒支輪や菱支輪、蛇腹支輪で変化をつけている。空殿の垂木は和様式繁垂木、隅木は唐様式である。軒と須弥壇の中間の軸部は、円柱に長押台輪、幣軸に板扉を立てる和様式である。須弥壇の羽目上下に唐様式の繰形と、羽目には華格座間を彫り、和様式の擬宝珠勾欄を付ける。また内陣と側室の間に入れられいる杉戸には、大和絵の手法で漢画の題材である鶴、松、梅、芦、雁、柳が描かれており、各所に折衷様式を見ることができる。

２．鶴林寺太子堂

三間四面の宝形造りで檜皮葺の堂に、南面に一間の廂を付ける礼堂である。柱は廂一列が方柱であるが、他は円柱である。堂の高さの低いことや、屋根のゆるやかな勾配などから、平安時代後期の建築技法をよく示している。外回りの扉は桟唐戸は鎌倉時代以降に、屋上の露盤宝珠は江戸時代に補われたと考えられる。

堂内部は中央に四天柱をたて内陣にし、来迎壁を設け須弥壇を作り、１２の格狭間が彫られている。天井は小組格天井であるが、内陣は折上小組格天井になっている。内陣東壁には、鎌倉時代に仏殿形式の厨子が作り付けられている。

堂内は、香煙により黒くすすけている。赤外線写真撮影により、来迎壁に九品来迎図・涅槃図が描かれ、また四天柱にも不動明王が描かれていることが判明した。

３．鶴林寺常行堂

桁行３間、梁間４間で寄棟造の堂で、永禄九年（１５６６）に屋根が瓦葺になった以外は太子堂と同じ様式で造られている。堂の四辺には縁を廻らし、前面一間を礼堂としている。堂内の中央が内陣となり、その上部は折上格天井とし、周囲は小組格天井となっている。この堂は、平安時代後期の様式をもち、天台式伽藍配置における念仏道場としては最古の建築物である。

４．鶴林寺鐘楼

桁行三間梁行二間の二重入母屋造本瓦葺で、腰以下は袴を付けた袴腰造である。縁と軒の組物は、三手先に菱支輪と蛇腹支輪を付け、腰組の肘木には絵様肘木を使っている。この構造は、本堂宮殿（厨子）にみられる技法と共通するものがある。

鐘楼の元禄修理棟札には、応永十四年（１４０７）に建立したことが推定され、本堂に続いて建築されたと考えられる。

５．鶴林寺護摩堂

入母屋造本瓦葺で、桁行三間梁間三間の建物である。外面は板壁を用い、柱上部は装飾は用いない簡素な技法が用いられている。堂内に須弥壇を作り、その前には護摩壇が築かれている。天井には二本の唐様の虹梁を架け、外部の繋ぎには海老虹梁を使うなど禅宗様式が取り入れられている。建物は内部は、禅宗様式を、外部には簡素な和様を用いた、室町時代末期の建物であり、次の桃山時代への過渡期の様式が見られる。

６．鶴林寺行者堂

春日造型の神社建築で、入母屋造に向拝を付けた本瓦葺の一間社である。応永十三年（１４０６）の棟札がある。現在役行者を祀っているが、もとは山王権現の社である。大仏様式と禅宗様式の技法を組み合わせた室町時代の神社建築である。

７．鶴林寺絹本着色聖徳太子像

聖徳太子１６歳の時、父用明天皇の病気平癒を祈願する三尊形式の画像である。太子は、髪は美豆良に結い、朱袴をつけ、袈裟をまとい、両手に柄香炉を捧げる姿は、孝養太子像の典型的なものである。画像の下部に雲が描かれていることから、雲中の太子とも呼ばれている。この像は、鎌倉時代初期に礼拝画として製作されたと考えられる。

８．鶴林寺絹本着色慈恵大師像

平安時代後期天台宗中興の祖、良源座主の肖像画である。画像は精緻な筆で描かれ、法衣は切金技法を用いている。画像上下に竜王を配し曼陀羅風とする鎌倉時代初期の画像である。

９．鶴林寺絹本着色弥陀三尊像

阿弥陀如来を中尊に、脇侍に観音・勢至菩薩を配置している。高麗無双筆といわれるように、中国南宋の影響を受けた、平安時代末から鎌倉時代初期の作品である。

10. 鶴林寺絹本着色聖徳太子絵伝

太子絵伝はその生涯を、八幅で構成している。

第一幅・第二幅の善光寺如来伝来から始まり、第三幅は太子前世・入胎・誕生から　四歳まで、第四から五幅は五歳で書を学び、物部守屋の堂塔・仏塔の破壊から太子となるまで、第六から七幅は太子の事跡、第八幅は、太子の死から大化改新までを描いている。

聖徳太子絵伝は、太子信仰の隆盛のなかで太子の事跡を絵解きする目的で作られたものである。絵伝は大和絵風の筆使いで人物・風景・建物を描く、鎌倉時代後期の作品である。

11. 鶴林寺板絵着色聖徳太子像

附　板絵着色仏涅槃図１面　板絵着色九品来迎図１面

太子堂内陣背後の来迎壁は、昭和５１年の赤外線撮影により鮮明な画像が浮かび上がった。来迎壁には、表に阿弥陀来迎図、裏は釈迦涅槃図が描かれている。

来迎図の上段は、阿弥陀の来迎とその帰る様子を、中段から下段には僧侶や草堂とともに、現世の殺生を描いているが、その人物・風景の描写は風俗資料として興味深いものがある。裏の釈迦涅槃図は、釈迦が娑羅双樹の下で涅槃に入る様子を描く。また、太子堂の四天柱には、不動明王や十羅刹女等が描かれ、長押上の板壁を飛天と三千仏によって埋めつくされている。

この壁画は、高野山金剛峰寺の応徳三年（１０８６）の涅槃図と共通するものがあり、平安時代後期の製作と考えられる。

12. 鶴林寺銅造聖観音立像

頭部から台座まで一体となった像高８２．５センチメートルの鋳造仏で、表面には鍍金が施されていた金銅仏である。頭部には三面宝冠を付け、右手を上げ、左手は下にのばして天衣を軽く持っている。体部は細身で、やわらかく流れるような天衣に包まれ、腰を軽くひねる。像の細身と微笑する表情は、中国の隋から唐の彫刻の影響を受けた、白鳳様式の傑作である。

この像には伝説があり、盗人がこの像を溶かそうとしたがうまくいかず、腰のあたりを槌でたたくと、「アイタタ！刀田へいのう、刀田へいのう」と声が聞こえたことから、「アイタタの観音さん」とも呼ばれている。

13. 鶴林寺木造釈迦三尊像

法華堂の本尊として造立された。中尊の釈迦如来像の面相は薄手で、衣文も大波の間に小波があり、硬さと厳しさがあらわれる藤原時代の特徴が見られる。脇侍の文殊・普賢は小振りの面相や浅い衣文など、中尊より古様が見られる。

周囲の四天王も当初の形態を備え、邪鬼をふまえて立つ姿体は厚手で重みがある。

これらの像は、棟木にある天永三年（１１１２）頃の平安時代末期の造立と考えられる。

14. 鶴林寺木造十一面観音像

像高１．７０メートルの一木造で、頭上の化仏、左腕・右手首・台座を欠いているが、脚部衣文に翻波式の彫痕を残す平安時代前期の作である。

15. 鶴林寺木造天蓋

太子堂本堂釈迦三尊に架けられていたものである。桧材金箔寄木造りで、八葉の蓮華を中心に唐草文、連珠文宝相華唐草文を浮き彫りにしている。平安時代の優美典麗を示す装飾工芸の典型である。

16. 鶴林寺鼉太鼓縁

附　鼓胴・革残闕

舞楽の野外演奏に使用される太鼓である。左右二台で一対となり、左は登龍、右は鳳凰を刻んでいる。この太鼓は「鼉」という空想の動物が彫られているので、「鼉太鼓」といわれる。太鼓の筒内側に、「寛正二暦」（１４６１）の墨書銘がある。

17. 長楽寺木造地蔵菩薩半跏像

座高７１．１センチメートル、台座を含めると１．２０メートルある寄木造の像である。像は台座より左足を少し出して下し、右足は台座上で膝を立てる。その上に右手をつき、軽く右頬に触れている。左手を屈臂させて錫杖を持つ。柔和な表情から平安時代の様式を感じさせるが、鎌倉時代末から南北朝時代の作と考えられる。

この姿は、「延命地蔵菩薩経」の記述と一致し、地蔵菩薩大地出現の様子を表現している。また像が蓮台で思案する様子から、長楽寺古文書には、「岩掛け子安地蔵」と書かれ、現在では延命子安地蔵といわれている。

18. 鶴林寺木造扁額

鳥羽天皇によって下賜された勅額である。縁飾りのある長方形で、上部中央宝珠を囲む火焔と、左右に登り龍を配している。文字は篆書で、「鶴林寺」と三文字が刻まれている。

19. 鶴林寺銅鐘

慈覚大師円仁によって招来されたと伝える。しかし、鐘の龍頭部の旗挿しや牡丹唐草紋様などは、高麗時代中期の様式が見られる朝鮮鐘である。

この鐘の音色は、心よい音色とされる黄色調である。

20. 鶴林寺木造髹漆厨子

植髪の聖徳太子像を安置する春日型厨子である。屋根裏に「永享八年（１４３６）丙辰正月十二日釿始之」の墨書銘がある。

21. 尾上神社銅鐘

上下に幅広の帯をつけ、乳廊を広くとり、袈裟襷の区画はなく、そこに蓮台に座った如来が一体浮き彫りされ、頭上には天蓋と小さな楽器が飛んでいる。そして天女が、上方の側面まで天衣をひるがえし、優美な情景を彫りだしている。龍頭部の旗挿し、上下の帯などから朝鮮鐘の典型を示す新羅時代の鋳造になるものである。

音色は盤渉調である。

22. 西条古墳群

行者塚古墳・人塚古墳・尼塚古墳

古墳群は、加古川流域に成立した古墳群の一つであり、洪積台地端に位置している。古墳群は、行者塚古墳（前方後円墳、全長１１０メートル）、人塚古墳（帆立貝式古墳、全長約５０メートル）、尼塚古墳（帆立貝式古墳、全長４０メートル）の３基の大型古墳を中心に数十基の小古墳で構成されていたが、それは現在消滅してしまった。

この古墳群は、播磨における古墳時代の成立発展を考えるうえで、貴重な遺跡であり、古墳群の中核である。

Ⅱ　県指定有形文化財

１．常楽寺石造宝塔・石造五輪塔２基

石造宝塔

花崗岩製で現在高は、２．３６５メートルある。相輪部分の請花と宝珠がを欠けているが、降棟は二段に彫り塔身軸部扉の金具も精巧に表現するなど、重厚さのある石造遺品である。塔台石正面下部には、納骨のための長方形の奉籠孔を穿っている。塔身の扉の間に「正和四年（１３１５）乙卯八月□日、願主沙弥道智」の銘文がある。

『播磨鑑』によれば、文観上人慈母塔と伝え、文観が常楽寺中興として在住のとき慈母を葬ったと記されている。

石造五輪塔

宝塔左右にある２基の五輪塔は、いずれも石英粗面岩製で反花式一重基壇の上に建てられている。左側の五輪塔は高さ１．７２８メートルあり、報恩寺の正和五年（１３１６）銘の五輪塔と様式が類似している。右側の五輪塔は高さ１．８３メートルあり、左側の五輪塔と同じく鎌倉時代に造立されている。

２．報恩寺石造十三重塔

花崗岩製で、全高５．６４メートルの巨塔である。相輪は後に補修しているが、他の部分は完備している。塔身は素面のままで、梵字や仏像は彫られていない。各層の笠部の表現は、流麗典雅である。塔の基礎は三石が合わされており、向かって左側に、「常勝寺、元応元年（１３１９）己未、十一月六日」と銘文が刻まれている。この常勝寺は、報恩寺が中世に隆盛を極めた時の塔頭の一つであったと考えられる。

３．本岡家住宅

棟札によれば元禄七年（１６９４）四月、当主加平治の時に、大工舟町八左衛門によつて建てられたとあり、播磨の江戸時代前期の基準となるだけでなく、全国的にも数少ない民家建築である。

建物の平面は縦割六間取で、床間と仏間が部屋からつき出して設けられている。部屋の間仕切りには一間ごとに柱が立つ。小屋組は土間の上には大きな梁を架け、部屋の上には牛梁に束を建て小部屋を設けたような状態である。屋根は草葺である。

民家を保存活用するために、少年自然の家に移築整備することを計画している。

４．鶴林寺三重塔

三間三層の瓦葺で、市内唯一の塔である。初層は江戸時代末期の改修であるが、二重・三重部分は室町時代の様式を残している。塔初層内部の四天柱には須弥壇を設置し、大日如来座像を安置する。初層天井の外陣は小組格天井、内陣は折上格天井となっている。相輪は昭和２５年に新たに鋳造されたものである。

５．鶴林寺石造宝篋印塔

二枚の板石基壇の上に立っている。相輪部上部を欠損しているため、現在高１．６７メートルである。上部の反花座をもつ基礎の四面には、格狭間を刻んでいる。この輪郭の左右に、「暦応二年（１３３９）巳卯三月八日、勧進僧□慶」の銘文がある。塔身には月輪の中に金剛界四仏を梵字で彫っているが、これは別のものを置いたと考えられる。この塔は南北朝時代に活躍した伊派の石工行恒の作品と推定される。

６．報恩寺石造五輪塔

附　銅製蔵骨器　陶磁製蔵骨器

報恩寺にある４基の五輪塔である。左端の五輪塔は、高さ１．５９メートルで、応永十年（１４０３）の銘文があり、室町時代初期に造られている。左から２番目の五輪塔は高さ１．８４メートルで、正和五年（１３１６）の銘文があり、鎌倉時代末期の市内最古の五輪塔である。左から３番目の五輪塔には銘文がないが、鎌倉時代末の造立と考えられる。右端の五輪塔は貞治六年（１３６７）の銘文をもち、南北朝時代のものである。

このように４基ともほぼ同じ大きさで、形態もよく整っている五輪塔群は、兵庫県下でも数少ないものである。

７．池尻石造五輪塔

延石一重基壇上に立ち、総高１．７６３メートルである。塔各部の四面には、四門の梵字を配している。銘文は基礎正面の梵字の左右に「貞和五年（１３９４）巳丑十一月日、一結衆」と刻み、室町時代前期の造立である。

８．池尻石造宝篋印塔

基壇の上に反花座、さらに上部に反花座式の基礎を置き、現在高は、１．２５メートルである。この輪郭部に「文安四年（１４４７）丁卯十月十三日」の銘文を刻んでおり、室町時代前期の造立である。

９．池尻石造宝塔

一重基壇の上に立ち、相輪上部を欠いているため現在高は１．４４メートルである。基礎の一面には格狭間を刻むが、残り３面は素面のままの簡略化したものである。銘文はないが、各部の形式から南北朝時代頃の造立と考えられる。

10. 土山石造宝篋印塔

反花座のある基礎上に立ち、現在高は１．６３メートルである。基礎には格狭間を作り、さらに開花した蓮を彫り出す。基礎の上には蓮華座や、四方仏を彫りだす塔身がのっているが、最初から塔にあったものではない。基礎素面部文に「為二親□□、尼妙阿□□、元亨三年（１３２３）、九月十八日」の銘文があり、鎌倉時代後期に造立されている。

11. 養老石造宝篋印塔

反花座基壇の上に立つが、相輪部は他のものをのせている。相輪部を除いた現在高は、９９．３センチメートルである。基礎の格狭間には開花した蓮を刻み、左右の輪郭上に銘文が「融通百万遍結衆、応安三年十月□日」と刻まれている。塔身は月輪を刻まず、金剛界四仏の種子を配している。この塔は、この地域の融通念仏の講衆によって、応安三年（１３７０）に造立されたものである。

12. 良野石造宝篋印塔

相輪上部を欠いているため、現在高１．６８７メートルである。基礎は上部に反花座を、各面には格狭間を作るが、その一面には開花蓮を刻んでいる。塔身は月輪の中に金剛界四仏を梵字で彫り込んでいる。塔には銘文はないが、室町時代初期と考えられる。

13. 坂元石造宝篋印塔

反花座のある二重基壇上に立っており、総高２．２７５メートルである。基礎の三面には開花蓮、残り一面は一茎の蓮を刻んでいる。塔身の四面の月輪には、金剛界四仏を配している。笠の隅飾にも月輪を彫り、大日如来の梵字を刻んでいる。宝篋印塔としては巨塔であり、塔の様式から室町時代初期の造立と考えられる。

この宝篋印塔には、和泉式部の供養塔との伝承がある。

14. 安養寺石造宝篋印塔

相輪部が欠けているため、現在高は９４．９センチメートルである。塔は反花座のある基壇上に建ち、基礎には薄肉彫りした格狭間を作る。基壇上部には、複弁の左右に小さい複弁を刻む複弁三葉式とよばれる反花座を刻んでいる。塔身には月輪と梵字の痕跡が残り、蔵骨器を入れた奉籠孔を穿つ。銘文が左右の輪郭部にあり、「勧進□□□□、永正十二二年二月日」と刻まれている。

15. 福田寺石造十一重塔

笠二層と相輪を欠けているが、現在高３．５５メートルである。塔身の三面には舟形輪郭の彫り込みの中に　前面に阿弥陀如来、左に弥勒菩薩、右に釈迦の座像を浮き彫りにし、も

う一面には背面には阿　如来の種子を梵字で刻んでいる。これは金剛界四仏の配置である。塔身には「正和二年（１３１３）才次□□十二月十□日、願主比丘尼西阿弥陀仏」の銘文があり、鎌倉時代末期の造立である。石塔は現在十一重であるが、造立時には十三重の層塔であったと考えられる。

この塔は市内で最古の石造の塔であるばかりでなく、播磨における数少ない銘文をもつ石造遺品の一つである。

16. 教信寺石造五輪塔

沙弥教信の墓塔と伝えられ、廟所内に東面して建っている。花崗岩製で総高２．０８メートルある。請花・笠・台石の一部が少々欠けているのは惜しいが、全体的に各部の比例もよく整い容姿も堂々とした風格である。水輪の正面には阿弥陀如来の種子を梵字で刻み、その手法は薬研彫りで古調を帯びている。各部の形状、種子の彫法などから推すと、鎌倉時代末期の造立であろう。元亨三年（１３２３）に湛阿が勧進し、教信廟を造ったと伝えることから、そのころのものであろう。

17. 常楽寺九重塔

花崗岩製で現在九層で相輪が欠けているが、本来は十三重塔であったと考えられる。そのため現在高は４．５７５メートルである。塔身は月輪をつくらず金剛界四仏を梵字で刻んでいる。この部分の下部に長方形の奉籠孔を穿つ。塔は鎌倉時代後期に造立された。

18. 円福寺石造宝篋印塔

反花座のある基壇上に立つが、相輪部は他のものをのせている。相輪部を除いた現在高は、１．２１５メートルである。基礎の格狭間には開花した蓮を刻み、左右の輪郭上に銘文があり、「一結衆等、康暦元年（１３７９）己未十月十日」と刻まれている。塔身の月輪の中には金剛界四仏の種子を梵字で刻み配置している。笠部隅飾には、八天の種子を梵字で表現している。塔は南北朝時代の一流石工の手によるのものと考えられる。

19. 地徳寛墓地石幢

墓地入口にあり石英粗面岩製であるが、基礎を欠いているため竿を地面に埋め込んだ状況である。そのため現在の高さは、１．５０７メートルである。竿は方柱四隅を面取りし、この上に複弁六葉の刻む中台を乗せ、六角形の塔身各面には六地蔵を刻んでいる。六角形の笠の隅は蕨手状に作り、宝珠、請花は一石で彫りあげている。

竿の部分には「永享九（１４３７）己未、右志者為道周□源逆修也、十二月廿四日」と銘文が刻まれている。

20. 鶴林寺仁王門

三間一戸の楼門で、屋根は入母屋造本瓦葺で、大棟に鯱をあげている。建物は、屋根と縁との張り出しも適当で、二層建物としての割合も均整がとれている。縁下の組物には渦を彫った木鼻が出た絵様肘木があり、上下階に二ツ斗蟇股が付けられていることから、室町時代に本堂にならって建立されたと考えられ、その後江戸時代末期に修理が施されている。

21. 鶴林寺行道面

附　宝髪

１２面が残されており、各面とも相好秀麗な作風である。面は地髪部と髻を別材で作り乗せる形式であり、鶴林寺の太子信仰の隆盛のもと、鎌倉時代末から室町時代初期にかけての作と考えられる。鶴林寺での聖霊会の舞楽会式や迎講の行道の際に使用されたと思われる。

22. 鶴林寺阿弥陀如来座像

常行堂の本尊で、寄木造で定印を結び結跏趺坐する、85.5センチメートルの座像である。この像は、穏やかではあるがやや力強い相好と彫りの深い衣文の線から、平安時代末の常行堂建立と同時期の像造であろう。像は、もとは常行堂内の来迎壁のない須弥壇に菩薩に囲まれ、荘厳な天蓋の下に安置されていたと想像されている。

23. 鶴林寺懸仏

懸仏は、神鏡の中に神が仏の姿で出現した姿を示したものである。この懸仏は本堂の秘仏の前に懸られているもので、聖徳太子が如意輪観音の生まれ変わりという伝承により作られた、如意輪観音懸仏である。この下部に「康暦元（１３７９)、八月五日」の銘文がある。

24. 鶴林寺太子堂机

太子堂秘仏の前に置かれている堂々たる机であるが、厨子の幅に合わず左側にはみだしている。机の裏側に天正四年（１５７６)、高砂城主梶原平三兵尉景秀が寄進したとあり、城中で使用していた品と考えられる。

25. 報恩寺奉加帳

方冊本で６冊が残っている。その内２冊は、表紙に金と銀箔を散らす鳥ノ子紙を使っている。本文は上下二段に奉加者名が記されている。奉加帳には奉加の理由を書いた趣意文や年号が記されていないが、署名者から永享年間（１４２９～１４４０）前半頃のものと推定される。そして、これによって報恩寺が、中世に伽藍再興に力を注いでいたことが知られる。

＜第１冊＞

左大臣	花押	（足利義教）
右京大夫	花押	（細川持之）
尾張守	花押	（畠山満家）
治部大輔	花押	（斯波義淳）
性　具	花押	（赤松満祐）

＜第２冊＞

伊豆守	花押
掃部助	花押
沙　弥	花押
上月越中守	花押
沙　弥	花押
賀古但馬	
沙弥建春	花押
左衛門尉信長	花押

26. 報恩寺文書

鎌倉時代から室町時代にかけての文書が残されており、御院宣並御教と題して表装された巻子本が県指定となっている。いずれも報恩寺の中世の様子を物語るとともに、播磨と京・鎌倉との関係を知る重要な史料である。

27. 龍泉寺当麻曼荼羅図

当麻曼荼羅図は、当麻寺（奈良県）の図を根本とする観無量寿経変相図である。図の内陣には阿弥陀三尊を中央に置き、華やかな極楽浄土の世界を、その回りに阿弥陀仏への帰依や十六観相を図示しているが、下縁にある来迎図の主尊が座像であることに特徴がある。

修理の際、軸木の中から銘文が発見され、元応元年（１３１９）七月十五日に、藤原為重が大願主となり、香西（香川県高松市）の成就院で、京都の絵師法眼隆尊が、鞆（広島県福山市）の沖御堂奥堂曼陀羅として描いたことが記されていた。このように由来が明らかな鎌倉時代の仏画は極めて珍しく、浄土絵画の編年基準となる曼荼羅図である。

28. 西条廃寺跡

西条山手２丁目と山手２丁目にまたがって所在する廃寺は、奈良時代前期（７世紀初）に創建され、平安時代まで続いた寺院跡である。廃寺は印南野平野が一望できる風光明媚な場所にあり、『播磨風土記』に記す「望理里」＜マガリノサト＞の景色を俯瞰することができる。周囲には国指定史跡西条古墳群がある。

この寺院は昭和３８年県営神野団地造成時に一部調査が行なわれ、昭和４４年３月２５日県指定史跡に指定された。その後、国の補助により昭和５５～５７年に寺跡全域の発掘調査が実施され、「法隆寺式伽藍配置」をもつ市内最古の寺院であることが判明した。そして、塔・金堂・講堂の基礎は瓦積基壇でもって化粧し、中門や築地塀跡も確認された。出土遺物には、塔の相輪に使われた九輪・風鐸があり、これらは加古川総合文化センター博物館で復元展示されている。古瓦は、八葉蓮花文軒丸瓦・忍冬唐草文軒丸瓦など、法隆寺の瓦に類似するものが出土している。まさに西条廃寺は、天平文化を生みだした平城京へ遷都されようとする時代に建立された寺院である。

西条廃寺は、平成３年から５年にかけて、歴史学習やリクリエーション活動などに活用するための史跡公園整備が行なわれた。また、寺院跡には、発掘調査で見つかった瓦積基壇の復元や、中門、回廊など創建当時の建物配置が再現された。

Ⅲ　市指定有形文化財

１．北大塚古墳

日岡山古墳群では、最北にある前方後円墳である。明治時代に前方部が畑になり、その後団地造成されてしまった。現在は後円部とこの周囲に周濠を残している。前方後円墳としての規模は不明だが、残存する規模は、後円部約４０メートル、周濠幅約１０メートルである。昭和４３年４月１日に市指定史跡に指定されている。

２．宮山遺跡

八幡町中西条と上西条の間の、半島状に北に突き出た丘陵端に位置する。遺跡は、縄文時代から始まっており、古墳時代を経て鎌倉時代まで続いている。

昭和３９年頃、土取り斜面に遺物包含層が発見され、発掘調査が実施された。その結果、縄文時代晩期の敷石住居跡１棟と、建物跡や祭祀遺構が見つかった。この縄文時代晩期の遺跡は、市内では最初の発見であった。このため昭和４３年４月１日に、市指定史跡に指定された。

昭和６０年には、宮山古墳群の確認調査が実施された。古墳は中央部に帆立貝式古墳の宮山大塚古墳があり、その北側に１基、南側には５基の円墳が分布している。宮山大塚古墳は５世紀後半に築造されたと考えられ、直径約４０メートル、墳丘高約６メートルあり、周囲に幅約６メートルの周濠がある。６基の円墳はすべて横穴式石室が造られ、６世紀後半の築造である。

遺跡は、平成４年から５年にかけて史跡整備が実施された。整備は、古墳盛土の復元、周濠の明示や、遊歩道、休憩施設と説明板等の設置を行った。

３．阿弥陀三尊来迎図

阿弥陀如來と観音・勢至の二菩薩を、画面左上から右下に描く。この来迎図は、右下の屋形に端座合掌する往生者が、十二単衣をまとった女人であることが注目される。三尊ともすべて金色で、衣文に切金文様を施している。阿弥陀如來の白毫からは三条の光明が放たれ、観音・勢至の各菩薩は前傾して合掌する。様式技法から、南北朝時代と考えられる。

４．薬師十二神将図

「唐画十六善神」と伝えられ、画像としては珍しく薬師如来を描いたもので、薬師如来、日光月光両菩薩、干支を冠した十二神像を左右に六体づつ配している。二重光背、台座、中尊の衣文、天蓋、脇侍などの描き方は、加西市一乗寺や篠山町般若十六善神像とも近似している。また、現存する最古の恩地院（和歌山県）の薬師画像（鎌倉時代初期）と比べると、その十二神将の体部の表現に似かよったところがある。

絵画としての表現は、薄手の衣裾や載金技法などは、鎌倉時代に流行した様式であり、その他南宋画の影響が強く認められる。制作は南北朝時代にまで遡ると考えられる。

5．鶴林寺聖徳太子絵伝

三幅の聖徳太子絵伝であり、絹本着色されている。絵伝が製作されたのは室町時代中期と考えられる。

三幅とも白く塗った短冊形の中に、太子の年齢と事蹟を記している。第一幅は、太子誕生から16才頃まで、第二幅は17才から35才まで、第三幅は、30才から50才で没するまでの事蹟を表現している。絵筆の動きは全体に穏やかな感じである。

6．報恩寺釋迦三尊十六善神像

釋迦三尊十六善神像は、国土安穏・除災招福のための大般若経六百巻を転読する大般若会の本尊として懸けられ使用される。十六善神とは、釋迦三尊の眷族である。

報恩寺は、奈良県の西大寺が鎌倉時代から室町時代に瀬戸内海に勢力をのばした時の市内での拠点の一つであった。そしてこの地方の有力寺院として、将軍家や守護赤松氏の庇護を受け、かなりの堂舎が存在していた。図像はこの時代の隆盛を伝えるものであり、緻密な仕上りと均整のとれた画面や、釋迦三尊の眷族としての十六善神像も力強く表情も豊かである。

7．鶴林寺釋迦三尊十六善神像

画面中央に釋迦如來と文殊・普賢の脇侍菩薩を配し、十六善神が取り囲むように配置される。この図像は、左右二体づつ多く描かれているのが珍しく、短冊に尊名を記している。図像は精密には描かれるが、やや簡略化されている。

8．鶴林寺紺地金字金剛般若波羅密経

大坂の医師津田三碩の遺品として寄進されたものである。紺紙に宝相華文を金銀泥で描き、見返しは結跏趺座する釈迦像、左右に菩薩と聴聞衆を描いている。上部には楽器と散華を散らしている。経文は、銀泥で罫線を引き、金泥で一行十七字を書く。軸の両端を八角形に細工し、上端には蓮華螺鈿を、下端には水晶を入れている。

9．教信寺常住院毘沙門天立像

像高６７．２センチメートルの檜一木造である。瞋目・閉口でやや顔をやや左に向け、腰を左右にひねり、右足を緩めて立ち、右手は垂下させ、掌内に五指を握っている戟をとる。左手は屈臂して宝塔を捧げている。着衣は、頭巾型の兜を被り、長袖衣、鰭袖衣、衣装の上に甲を付け、沓を履いている。頭部が大きく手足が小さいため、小像にもかかわらず、大らかで力強い感じを与えている。そのため、像全体は等身大の大きさを見せ、立体的な豊かな造形美をもっている。

毘沙門天立像は、作柄も良好で古式な様式を見せる、平安時代末期の制作である。

10. 鶴林寺恵便法師座像

恵便法師の事跡や人物については詳しくは判らないが、播磨に住んでいた時に、崇仏派の大臣蘇我氏に見出され、仏教公認や仏教文化一斉開化への重大な橋渡しの役割を果したと伝えられている。

恵便法師座像は平安時代の古様式を伝える肖像彫刻であり、一木造で頭・体部を一材から彫成し、膝前材を横に矧ぎ付け、さらに両手前膊部にかかる袖の部分を矧いだ構造である。張りのある眉に正面を凝視するするどい目、鼻梁の太い横広の鼻の形、かたく閉じた口周辺の重々しさ、仏像を思わせる大きな耳たぶ、重厚な頭部を支える太い顎など量感に富んだ座像である。

11. 北在家阿弥陀如来座像

像には漆箔が施され、定印を結ぶ座像である。螺髪は彫出、彫眼であるが、白毫は欠けている。また、頭部と上体右側にはかなり漆箔が残る。腹部に後世の補修が加わっていることを除けば、優雅な相好と全体に張りのある整った体軀、一部に残る美しい衣の文様などを見ることができる。この像は、藤原彫刻の典型的な面影を残している。

12. 法音寺阿弥陀如来立像

雲上蓮華座に立つ寄木造の立像である。右手は屈臂し、螺髪は彫出、彫眼である。漆箔で、金箔の跡が残る。顔の輪郭は丸くふくよかで、温和で良好な作柄を示している。立像の衣文は浅く流麗で、全体にどっしりとした重厚さをもつ平安時代末期の制作である。

13. 鶴林寺聖徳太子座像

この像は、太子堂内の秘仏板絵聖徳太子像の前に安置され、太子１６歳の孝養像である。座像は、檜を前後に合わせたものを体部にし、両脚部は一材を寄せ、腰部には二材を付けている。像には彩色が施されていたが、今ではほとんどが落ちてしまっている。像の頬の豊かさが、太子の精気に富む表情を伝えている。

太子座像としては、奈良県法隆寺の大宝殿に治暦五年（１０６９）銘のものが最古であるが、鶴林寺の像はそれに次ぐ作品と考えられ、平安時代の太子信仰を今に伝えている。

14. 鶴林寺四天王立像

太子堂内の聖徳太子座像の周囲に置かれていた像で、四体とも檜の割り合わせた作りである。彩色が施されていたが、今ではほとんど落ちてしまっている。重要美術品に指定された四天王立像が穏やかさを表現しているのに対し、どの像も力強さにあふれ、表情も精彩に富んでいる。四天王立像は、鎌倉時代後期の様式を知る彫刻である。

15. 鶴林寺弁財天立像

立像の体部は割矧造りで、肩部には別材を当てている。宝冠・持物は金銅製で当初のものが残り（光背・台座は後補）、鎌倉時代の技工と優雅な表現を見せる像である。

16. 鶴林寺獅子頭

聖霊祭に用いられた獅子頭である。獅子の面部は彩色が施され、内部には朱が塗られている。下顎部は欠けているが、鎌倉時代のゆったりとした作風をもっている。

17. 永昌寺地蔵菩薩立像

一木造りの立像で、背板を右肩によせて当てている。像の衣文の彫り線は摩滅している部分があり、左右の手首や足先、宝珠、錫杖、台座、光背などは後補である。しかし、少し長めの頭部、秀でた眉目、高い鼻など相貌は端正で、優雅な姿態を伝える平安時代後期の像である。

18. 鶴林寺地蔵菩薩立像

二体とも一木造りの立像で、一体は右面部に欠けているが、体部は良好な状態にある。もう一体は、面部が荒れ、割れ目がある。二体とも左右手先を欠くが、右に宝珠、錫杖をもっていたであろう。この二像は、平安時代後期の優雅な作風を伝えている。

19. 神吉八幡神社祭礼絵巻

絵巻の奥書には文政三年（１８２０）とあり、当時の祭礼の様子が極めて鮮やかに描かれている。絵巻に見える行列は、小頭人を中心にとしたものと、大頭人中心にしたものに分けることができ、総数２６０人という盛大な祭礼が営まれたことがわかる。衣装、持物も詳細に描かれ、江戸時代の人々のいきいきとした姿を知ることができる。

奥書に「庚文政参辰葉月中旬寫、奇泉斎春肫書」とあるが、筆者については不明である。

20. 泊神社三十六歌仙図絵馬

絵馬奉納の風習は、近世以降になると、その図柄は馬に限らず人物や物語などを多彩になり、祈願や返礼のために寺社に奉納された。歌仙図は和歌の上達を願って奉納することが多かったといわれ、この付近では泊神社のほか、米田神社、小野市垂井神社にもあり、いずれも承応二年（１６５３）京都で作られている。

絵馬の裏書には、泊神社の願主である宮本伊織貞次と舎弟の小原玄昌が奉納した三十六歌仙図であることが記されている。歌仙絵の大部分は、狩野探幽の門弟と称する甲田重信が全て描いているが、歌については数人の筆になる。

21．鶴林寺朱漆塗猫足礼盤

礼盤は、読経の時に座る台で、県下でも残っているものは数少ない。これは、県指定文化財の太子堂厨子前机とほぼ同時期の、室町時代ものと考えられる。豪快なつくりや、漆の手法も見事である。

22．鶴林寺懸仏

台座の上に薬師如来像を置き、上部に天蓋を作り付けている。太子堂には県指定の懸仏が２面（如意輪観音・聖観音）があり、その作風と比較して同じ南北朝時代と考えられる。

23．鶴林寺法華経版木

附　版木残欠

法華経を刷った版木二組で、一組は全八巻６２枚が揃っている。もう一組は、１６枚が伝わっており、この版木に「応永十二年（１４０５）」の陰刻がある。これらの版木は、鶴林寺の中世の信仰を物語る資料である。

24．円照寺銅鐘

この銅鐘は、山口県徳山市の上野八幡宮のものであったが、豊臣秀吉が島津征伐の時に用い、円照寺に納めたといわれている。銅鐘は、小振りであるが全体に優美な形状をしており、とくに鐘を突く位置にある撞座の文様が美しい。

加古川市内では、尾上神社・鶴林寺にある重要文化財の朝鮮鐘に次ぐ、明応七年（１４９８）の年号をもち、室町時代の鋳造技術の高さを伝えている。

25．平之荘神社弥陀三尊種子板碑・釈迦三尊種子板碑

神社参道石段の左右に建てられており、左側のものは弥陀三尊（弥陀・観音・勢至）を梵字で刻み、弘安元年（１２７８）の年号がある。右側の板碑は年号はないが、釈迦三尊（釈迦・普賢・文珠）を、左側と同様な手法で刻んでいる。

この二点の板碑は、市内最古の石造遺品である。

26．地蔵寺胎蔵界大日一尊種子板碑及び地蔵立像

石棺材を使用し、背面に胎蔵界大日の種子を刻み、この下部に弘安四年（１２８１）の年号を刻む。また正面には地蔵立像を彫り出している。この地蔵立像は、背面の時期よりも３０年下る鎌倉時代後期（１３１５）の造立と考えられる。

石棺材にまず種子を、次に石仏を彫り出し、２回の造作を加えているのが注目されるとともに、加古川流域に広く分布する石棺仏の古い型式がみられる。

27. 国包榎・椋の樹

加古川沿いの国包地区は、洪水時の浸水被害が大きかった。国包地区出身で大坂で商人として成功した長浜屋新六郎が、災害から土地の人々を救うため、私財を投じて国包の中央に高い丘を築き、避難できるようにした。これが国包の築山である。

ここに２本の榎が１本の椋の木をはさむようにして生えており、離れて見れば１本の大木のように見える。３本合せた幹廻りの長さは、約７メートルもあり、樹齢約２３０年と推定される。

28. 東車塚古墳出土三角縁神獣鏡

附　方格渦文鏡・獣形鏡・石釧

東車塚古墳は土取りによって消滅し、鏡・石釧が出土品として残されている。
三角縁神獣鏡は、神像と獣像を配置した中国からの舶載鏡である。鏡は、神戸市のヘボソ塚（東灘区）と同氾関係（同じ型で鋳造された鏡）にある。鏡が各地の古墳と同氾関係をもっていることは、中央の首長と地方の首長の間に親縁関係が成立していたことを物語っている。東車塚古墳出土の三角縁神獣鏡は、古墳時代前期の政治的関係を知る重要な資料である。他に方格渦文鏡・獣形鏡・石釧を合わせて指定している。

29. 勅使塚古墳出土三角縁神獣鏡

勅使塚古墳は、全長５４．５メートルの前方後円墳である。昭和４４年にこの古墳から彷製（日本製）三角縁神獣鏡が発見された。鏡は、福岡県糸島郡にある銚子塚古墳と同氾である。この鏡も、古墳時代前期の政治的関係を知る重要な資料である。

＜鏡の出土については、勅使塚古墳から掘りだしたとする痕跡がないので、日岡山古墳群の別の古墳の可能性が高い。南大塚古墳の前方部とする説もある。＞

30. 長慶寺山古墳出土品一括

長慶寺山古墳は、上荘町薬栗の台地上に築造された、全長３４メートルの前方後円墳である。この古墳は、昭和３０年に両荘中学校地歴部が発掘調査を行い、長さ２．９メートルの粘土槨がみつかった。この中から内行花文鏡１、長刀１、鉄剣３、短冊型鉄斧１、手斧鍬２、鉄鏃２４が出土した。これらの遺物は、加古川の古墳文化の形成を知る貴重な資料である。

31. カンス塚古墳出土品一括

カンス塚古墳は平荘湖建設のため水没したが、全長３０メートル余りの帆立貝式古墳で、主体部には長さ約４．４メートル、最大幅約１．２メートル、高さ約１メートルの竪穴式石室があった。石室内から金製垂飾付耳飾・玉類、短甲・刀剣・鉾などの武具、鎌・鎚などの農工具、須恵器が出土した。一対の金製垂飾付耳飾は朝鮮半島からの品と考えられる。

Ⅳ　国指定有形文化財一覧

番号	区分	種別	件　　名	数量	指定年月日	所有・管理者	所在・管理地
1	国宝	建	鶴林寺　本　堂	1棟	明34. 3.27	鶴 林 寺	加古川町北在家424
2	〃	〃	〃　太子堂	1棟	〃	〃	〃
3	重文	〃	〃　常行堂	1棟	明40. 5.27	〃	〃
4	〃	〃	〃　鐘　楼	1棟	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃　護摩堂	1棟	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃　行者堂	1棟	昭05. 5.23	〃	〃
7	〃	絵	絹本著色聖徳太子像	1幅	明34. 8.02	〃	〃
8	〃	〃	〃　慈恵大師像	1幅	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃　弥陀三尊像	1幅	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃　聖徳太子絵伝	8幅	〃	〃	〃
11	〃	〃	板絵著色太子堂壁画	1面	昭52　6.11	〃	〃
			附　板絵著色 仏涅槃図 1面				
			板絵著色 九品来迎図 1面				
12	〃	彫	銅造聖観音立像	1軀	明34　8.02	〃	〃
13	〃	〃	木造釈迦三尊像	3軀	〃	〃	〃
14	〃	〃	木造十一面観音立像	1軀	大 3. 8.25	〃	〃
15	〃	〃	木造　天　　蓋	1個	〃	〃	〃
16	〃	〃	鼉太鼓縁 附　鼓胴・革残闕	2基 1括	昭47. 5.30	〃	〃
17	〃	〃	木造地蔵菩薩半跏像	1軀	大 7. 4.08	長 楽 寺	志方町氷室853-1
18	〃	工	木造鶴林寺扁額	1面	明34. 8.02	鶴 林 寺	加古川町北在家424
19	〃	〃	銅　　鐘	1口	〃	〃	〃
20	〃	〃	木造髹漆厨子	1基	大 3. 8.25	〃	〃
21	〃	〃	銅　　鐘	1口	明34. 8.02	尾上神社	尾上町長田518
22	〃	史	西 条 古 墳 群	3基	昭48. 6.18		
			尼　　塚		管理団体指定 (昭51.4.7)	加古川市	山手2丁目1700-51
			行 者 塚			〃	〃　958・959
			人　　塚			〃	〃　1700-100 103 111

V　県指定有形文化財一覧

番号	種別	件　　名	数量	指定年月日	所有・管理者	所在・管理地
1	建	石造宝塔並びに五輪塔２基	３基	昭36．8.23	常　楽　寺	加古川町大野1762
2	〃	石造十三重塔	１基	昭37．7.16	報　恩　寺	平荘町山角466-1
3	〃	本岡家住宅	１基	昭44．3.25	本岡篤信	八幡町下村816-1
4	〃	三重塔	１基	昭45．3.30	鶴　林　寺	加古川町北在家424
5	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	〃	〃
6	〃 〃 〃	石造五輪塔 附　銅製蔵骨器 陶磁製蔵骨器	４基 １個 １個	昭50．3.18	報　恩　寺	平荘町山角466-1
7	〃	石造五輪塔	１基	昭50．3.18	池尻町内会	平荘町池尻字益気
8	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	〃	〃
9	〃	石造宝塔	１基	〃	〃	〃
10	〃	石造宝篋印埼	１基	〃	土山町内会	平岡町土山357
11	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	養老町内会	平荘町養老592
12	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	良野町内会	野口町良野1027
13	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	坂元町内会	野口町坂元508-2
14	〃	石造宝篋印塔	１基	〃	安　養　寺	平岡町一色24
15	〃	石造十一重塔	１基	昭51．3.23	福　田　寺	加古川町稲屋607
16	〃	石造五輪塔	１基	〃	教　信　寺	野口町野口465
17	〃	石造九重塔	１基	昭52．3.29	常　楽　寺	上荘町井ノ口158
18	〃	石造宝篋印塔	１基	昭47．3.24	円　福　寺	志方町高畑544
19	〃	石　幢	１基	〃	細工所町内会	志方町細工所地徳寛墓地
20	〃	仁王門	１棟	平４．3.24	鶴　林　寺	加古川町北在家424
21	彫	行道面 附　宝髪	12面 ２個	昭43．3.29	〃	〃
22	彫	木造阿弥陀如来坐像	１軀	昭48．3.09	〃	〃
23	工	懸　仏	２面	〃	〃	〃
24	〃	机	１脚	〃	〃	〃
25	書	報恩寺　奉加帳	３帖	昭50．3.18	報　恩　寺	平荘町山角466-1
26	〃	〃　　文　書	10通 １巻	〃	〃	〃
27	絵	当麻曼荼羅図	１幅	平４．3.23	龍　泉　寺	加古川町平野123
28	史	西条廃寺跡		昭44．3.25	加古川市	西条山手２丁目28 山手２丁目63･75･149

Ⅵ　市指定有形文化財一覧

番号	種別	件　　名	数量	指定年月日	所有・管理者	所在・管理地
1	史	北大塚古墳	1基	昭43.04.01	西之山町内会	神野町日岡苑31
2	〃	宮山遺跡	古墳 7基他	〃	上西条・中西 町内会	八幡町上西条1158-2
3	絵	阿弥陀三尊来迎図	1幅	昭63.01.14	常　楽　寺	東神吉町神吉1413
4	〃	薬師十二神将図	1幅	平 2.10.11	〃	〃
5	〃	聖徳太子絵伝	3幅	平 4.10.06	鶴　林　寺	加古川町北在家424
6	〃	釈迦三尊十六善神像	1幅	〃	報　恩　寺	平荘町山角466-1
7	〃	釈迦三尊十六善神像	1幅	〃	鶴　林　寺	加古川町北在家424
8	書	紺地金字金剛般若波羅密経	1巻	昭63.01.14	〃	〃
9	彫	木造毘沙門天立像	1軀	平 2.06.15	教信寺常住院	野口町野口465
10	〃	木造恵便法師座像	1軀	平 2.10.11	鶴　林　寺	加古川町北在家424
11	〃	木造阿弥陀如來座像	1軀	〃	鶴林寺真光院	加古川町北在家316-1
12	〃	木造阿弥陀如來立像	1軀	〃	法　音　寺	尾上町養田629
13	〃	聖徳太子座像	1軀	平 4.10.06	鶴　林　寺	加古川町北在家424
14	〃	四天王立像	4軀	〃	〃	〃
15	〃	弁財天立像	1軀	平 5.10.29	〃	〃
16	〃	獅子頭	2面	〃	〃	〃
17	〃	地蔵菩薩立像	1軀	平 6.11.10	永　昌　寺	神野町西条828
18	〃	地蔵菩薩立像	1軀	〃	鶴　林　寺	加古川町北在家424
19	民	祭礼絵巻	1巻	平 2.10.11	神吉八幡神社	西神吉町宮前81
20	〃	三十六歌仙図絵馬	32枚	〃	泊　神　社	加古川町木村658
21	工	朱漆塗猫足礼盤	1脚	〃	鶴　林　寺	加古川町北在家424
22	〃	銅　鐘	1口	平 3.10.01	円　照　寺	志方町広尾1029
23	〃	懸　仏	1面	平 5.10.29	鶴　林　寺	加古川町北在家424
24	〃	法華経版木　附版木殘欠	78枚	〃	〃	〃
25	建	板　　碑 弥陀三尊種子板碑 釈迦三尊種子板碑	2基	平 3.10.01	平之荘神社	平荘町山角478
26	〃	板　　碑 胎蔵界大日一尊種子板碑 及び地蔵立像	1基	〃	地　蔵　寺	平荘町池尻1
27	天	榎・椋の樹	榎2本 椋1本	平 2.10.11	国包伊勢講	上荘町国包179
28	考	三角縁神獣鏡　附　石釧	1面	〃	加古川市教育委員会	平岡町新在家1224-7 (加古川総合文化センター博物館)
29	〃	三角縁神獣鏡	1面	〃	〃	〃
30	〃	長慶寺山古墳出土品一括	34点	平 6.11.10	〃	〃
31	〃	カンス塚古墳出土品一括	24点	平 2.10.11	〃	〃

〈建〉建築・〈絵〉絵画・〈彫〉彫刻・〈工〉工芸・〈史〉史跡
〈天〉天然記念物・〈民〉民俗資料・〈書〉書跡・〈文〉古文書

Ⅷ 国・県・市指定有形文化財所在地図

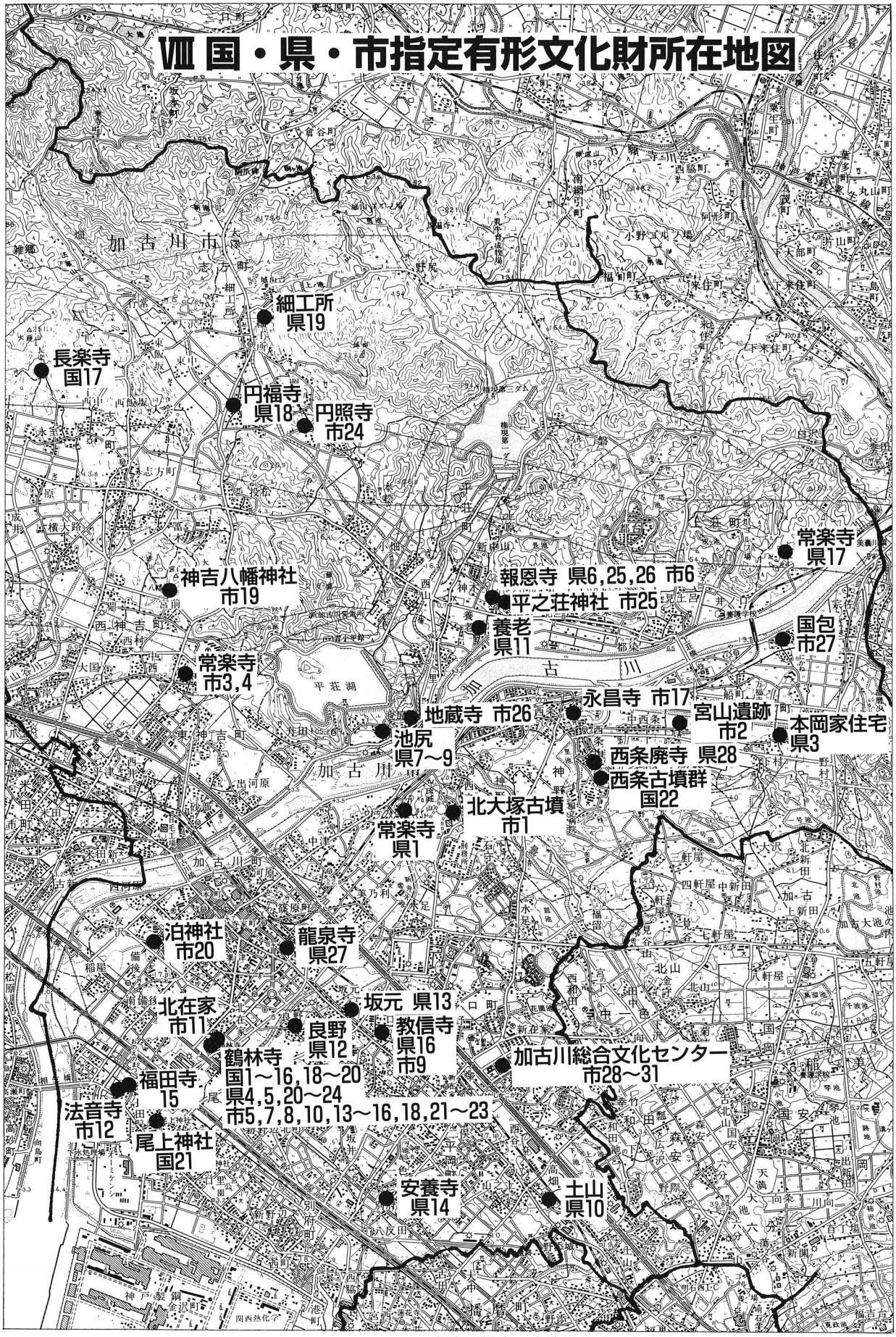

〈国〉国指定　〈県〉県指定　〈市〉市指定　番号は図版・解説番号

《参考》　関係法令（抜粋）

1．国指定文化財

●文化財保護法

第1章　総則

（この法律の目的）

第1条　この法律の目的は、文化財を保存し、且つその活用を図り、もって国民の文化的向上に資することともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条　この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1　建築物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料（以下「有形文化財」という。）

2　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

3　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具その他の物件で我が国国民の生活の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

4　貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

5　周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条　政府及び地方公共団体は、文化財が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎わなすものであることを認識し、その保存が適切に行なわれるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第4条　一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行なう措置に誠実に協力しなければならない。

2　文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、

これを公共のため大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3　政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。(略)

(指定)

第27条　文部大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2　文部大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(以下略)

2．県指定文化財

●兵庫県文化財保護条例

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、県内に存する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって県民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的する。

(定義)

第2条　この条例で「文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下法という。）第2条第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(摘要除外)

第3条　この条例は、次に掲げる文化財については、摘要しない。

1)法第27条第1項の規定により指定された重要文化財

2)法第56条の3第1項の規定により指定された重要無形文化財

3)法第56条の10第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財及び重要無形文化財

4)法第69条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物

第2章　有形文化財

(指定)

第4条　兵庫県教育委員会（以下「県委員会」という。）は、県の区域内に存する有形文化財のうち、重要なものを兵庫県指定重要有形文化財（以下「指定有形文化財」という。）に指定することができる。

(以下略)

3．市指定文化財

●加古川市文化財の保護に関する条例

（目的）

第1条　この条例は、加古川市（以下「市」という。）の区域に所在する文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって市民の文化的向上に資するとともに、わが国文化の進歩に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条　この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

1　建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、その他の有形の文化的所産で歴史上または芸術上価値の高いもの及び考古資料（有形文化財）

2　演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの（無形文化財）

3　衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で、市民の生活の理解のために欠くことのできないもの（民俗資料）

4　貝づか、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳、その他の名勝地で、鑑賞上価値の高いもの、並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質、鉱物で学術上価値の高いもの（史跡、名勝、天然記念物）

（指定）

第3条　加古川市教育委員会（以下「委員会」という。）は、市の区域内に所在する文化財のうち、文化財保護委員会の指定を受けたもので〔重要文化財（国宝を含む。）、重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物（特別史跡名勝天然記念物を含む。）〕並びに兵庫県教育委員会の指定を受けたもの以外で、市にとって重要なものを加古川市有形文化財、加古川市無形文化財、加古川市指定民俗資料及び加古川市指定史跡名勝天然記念物（以下「指定文化財」という。）に指定することができる。

2　委員会が前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、所有者または権限に基づく占有者の同意を得るか、またはその申請に基づかなければならない。

（以下略）

加古川市文化財調査報告　14

加古川市　文化財図録

平成７年３月３１日

発　行　　加古川市教育委員会
編　集　　社会教育・文化財課
☎0794−24−1151

印　刷　　加古川印刷事業協同組合